

第9期
日高町介護保険事業計画及び
高齢者福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

日高町

ごあいさつ



第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、和歌山県が策定する、わかやま長寿プラン 2024 が同時改定となるため本計画と整合性を保ち、高齢者人口がピークを迎える2040 年に向け、互いに支えあう「自助・互助・共助・公助」といった地域全体で支え合う仕組みづくりを推進する中長期的な視野に立った地域共生社会を目指す計画となっております。

介護保険制度は、制度創設から 25年目を迎えることとなり、介護を必要とする高齢者の生活を支える制度として定着してまいりました。全国的に少子高齢化が進んでおり生産年齢人口が減少していく中で、高齢化は今後地域ごとに異なり、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保、介護現場における生産性の向上の推進が重要となります。

このような状況を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められます。

日高町では第8期計画において、「みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町」を基本理念として施策を展開してきました。第9期においても、「自助」「共助」による助け合いを継続して進めていくために、「みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町」を基本理念として継承し、町全体で地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて取り組み、地域共生社会の実現を目指して推進していきます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご協議賜りました「日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」にご協力くださいました多くの町民の皆様に対して、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

日高町長 **松本秀司**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の期間	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の策定	6
5. 国の基本指針のポイント	6
第2章 高齢者を取り巻く状況	9
1. 人口の現状と動向	11
2. 高齢者の状況	15
3. アンケート調査結果の概要	19
第3章 第8期事業の進捗状況	31
目標1. 介護予防と心身の元気づくりの推進	34
目標2. 支えあう地域づくりの推進	43
目標3. 生活支援サービスの充実	49
目標4. 介護保険事業の推進	54
第4章 基本理念と基本目標	63
1. 基本理念	65
2. 基本目標	66
3. 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定	67
4. 施策の体系	68
第5章 施策の展開	69
目標1. 介護予防と心身の元気づくりの推進	71
目標2. 支えあう地域づくりの推進	77
目標3. 生活支援サービスの充実	84
目標4. 介護保険事業の推進	90
第6章 介護保険制度の円滑な運営	99
1. 要介護認定者数・サービス利用者数の推計	101
2. 介護サービスの見込み	102
3. 介護給付費等の見込み	106
4. 第1号被保険者の保険料基準額の算定	107
5. 計画の推進体制	110
巻末資料	113

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の期間
3. 計画の位置づけ
4. 計画の策定
5. 国の基本指針のポイント

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、創設から20年以上が経ち、全国の介護サービスの利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービス提供事業所数も増加し、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

しかし、依然として少子高齢化は進んでおり、令和4（2022）年には統計を始めた1899年以降で初めて国内の出生数が80万人を割り込み77万人となりました。合計特殊出生率も1.26と過去最低の水準となり、人口置換水準の2.07を大きく下回り人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。令和7（2025）年には団塊世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になることから、今後は高齢化がさらに進行することが予想されています。

こうした状況を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、介護サービスの確保だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

本町では、令和3（2021）年3月に策定した「第8期日高町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」において、「みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町」を基本理念として、町全体での地域共生社会の実現を目指して取り組んできました。

団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

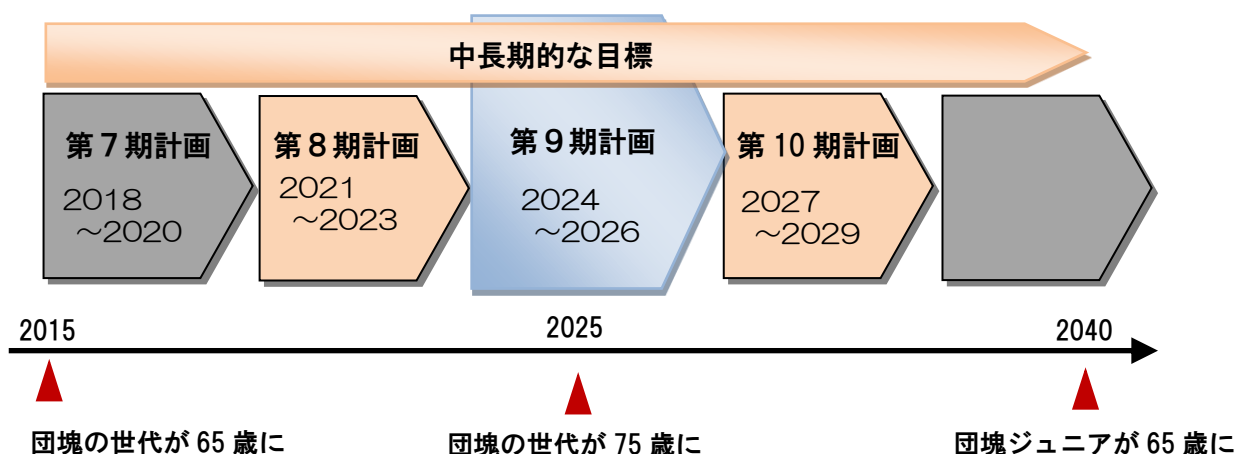
高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくためには、若い世代による支えだけではなく、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、その活力を地域の中で活かしていくことが重要であり、互いに支えあう「自助・互助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支えあう仕組みづくりを推進していくことの重要性がさらに増しています。

本町では、これまでの地域包括ケアシステムの取組をさらに進め、高齢者を含めたより多くの町民が地域の中で主体的に活躍する地域包括ケアシステムの深化に向け、中長期的な視野に立って、地域共生社会を目指す『第9期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画』を策定します。

2. 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、高齢者福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体的な策定」が定められていることから、本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の第9期計画の計画期間とします。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニアが65歳を迎える令和22（2040）年を踏まえ、中長期的な視野に立って地域包括ケアシステムの構築やサービスの段階的な充実等を図るための計画となります。

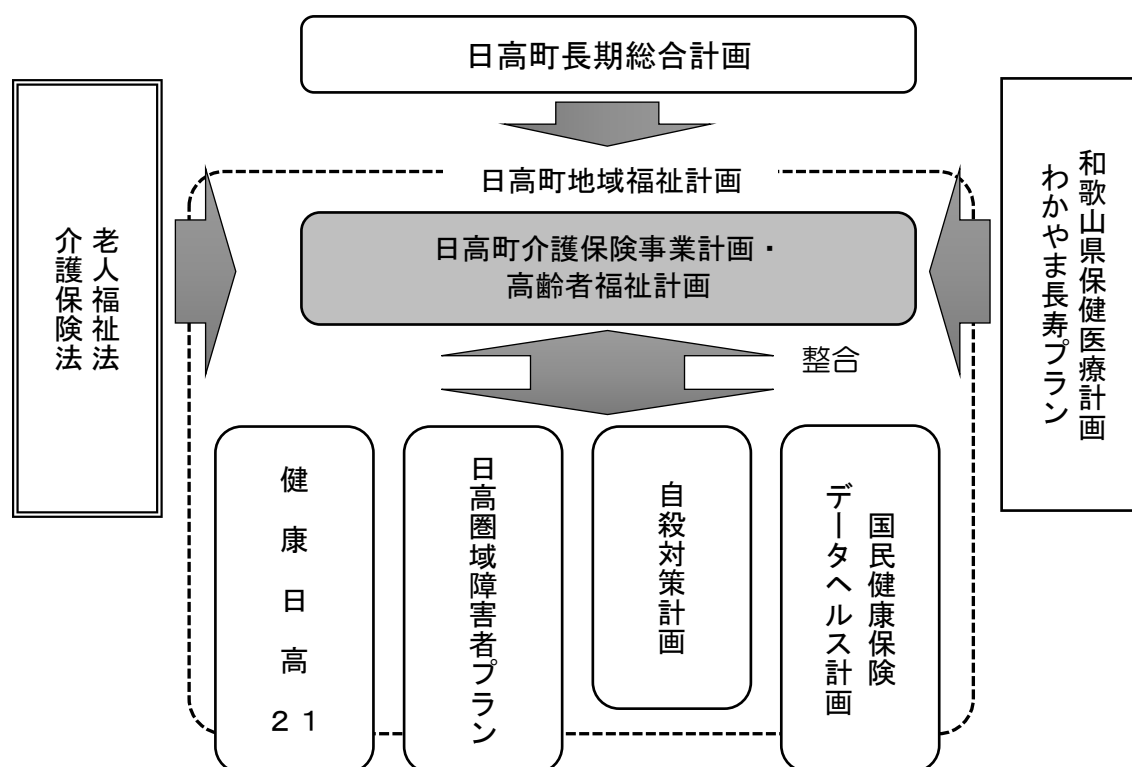


3. 計画の位置づけ

本計画は、日高町の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、団塊世代が後期高齢期を迎える令和7（2025）年、団塊ジュニアが高齢期を迎える令和22（2040）年を見据え、令和6年度からの3年間の施策方針及び目標を定めるものです。

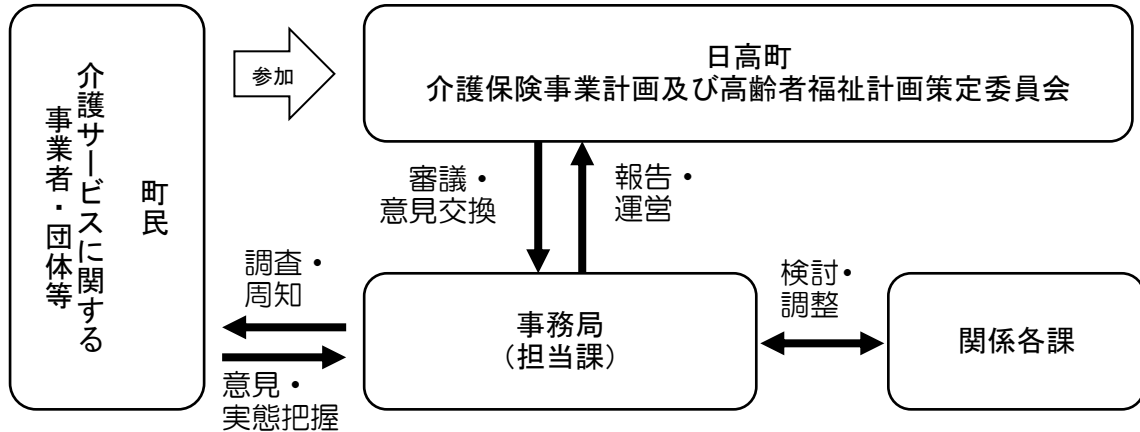
「日高町長期総合計画」を上位計画とした本計画は、長期総合計画の基本方針「子育てしやすく健康で長生きできる日高」との調和を保ち、介護保険事業計画を内包する計画として位置づけられます。また、介護保険事業計画は、国の基本指針に基づいて、県の支援計画や日高町の上位計画等との整合を図りながら、介護給付等対象サービス提供体制の確保を定める計画です。

本計画は、第8期で取り組んできた地域包括ケアシステムをさらに深化・進展させ、地域共生社会の実現を目指して、在宅医療介護連携、介護予防・日常生活支援総合事業等の取組を包括的に構築していくものとなります。



4. 計画の策定

本計画の策定に際しては、保健・福祉・医療の関係者や介護サービス提供事業者、学識経験者、被保険者等の参画する「日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会」において、様々な事柄について審議及び意見交換を行います。



5. 国の基本指針のポイント

第9期においては、第8期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、生産年齢人口の減少や高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置づけとなることが求められます。

また、計画策定にあたっては、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となります。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要

- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口の現状と動向
2. 高齢者の状況
3. アンケート調査結果の概要

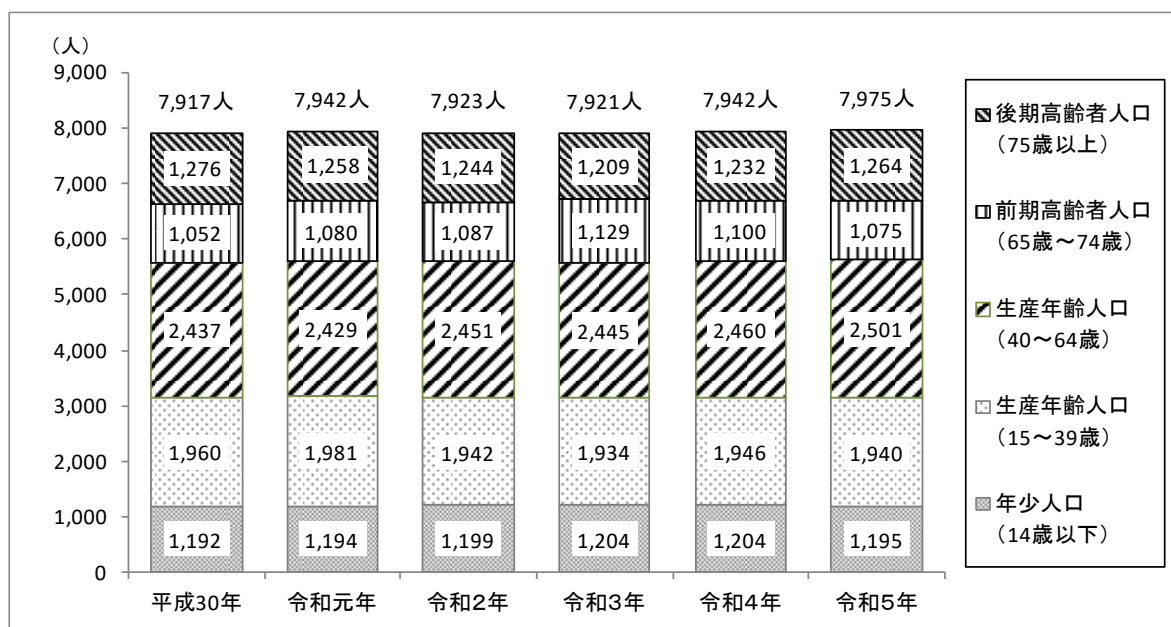
1. 人口の現状と動向

(1) 人口

日高町の人口の動きをみると、総人口は平成30年以降、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年9月末日現在で7,975人となっています。

年齢構成をみると、生産年齢人口（40歳～64歳）はやや増加していますが、生産年齢人口（15歳～39歳）がやや減少しています。また、令和3年以降、前期高齢者はやや減少していますが、後期高齢者がやや増加しています。

【日高町人口の推移】



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	7,917人	7,942人	7,923人	7,921人	7,942人	7,975人
年少人口(14歳以下)	1,192人	1,194人	1,199人	1,204人	1,204人	1,195人
生産年齢人口(15歳～64歳)	4,397人	4,410人	4,393人	4,379人	4,406人	4,441人
15～39歳	1,960人	1,981人	1,942人	1,934人	1,946人	1,940人
40～64歳	2,437人	2,429人	2,451人	2,445人	2,460人	2,501人
40歳以上人口	4,765人	4,767人	4,782人	4,783人	4,792人	4,840人
40歳以上人口比率	60.2%	60.0%	60.4%	60.4%	60.3%	60.7%
高齢者人口	2,328人	2,338人	2,331人	2,338人	2,332人	2,339人
高齢化率	29.4%	29.4%	29.4%	29.5%	29.4%	29.3%
前期高齢者人口(65歳～74歳)	1,052人	1,080人	1,087人	1,129人	1,100人	1,075人
前期高齢者比率	13.3%	13.6%	13.7%	14.3%	13.9%	13.5%
後期高齢者人口(75歳以上)	1,276人	1,258人	1,244人	1,209人	1,232人	1,264人
後期高齢者比率	16.1%	15.8%	15.7%	15.3%	15.5%	15.8%

資料：住民基本台帳各年9月末日

(2) 人口構成

日高町の性別及び年齢階級別の人口をみると、出生数の減少にともなって、全国的な傾向と同様に裾野が狭い壺型になってきています。

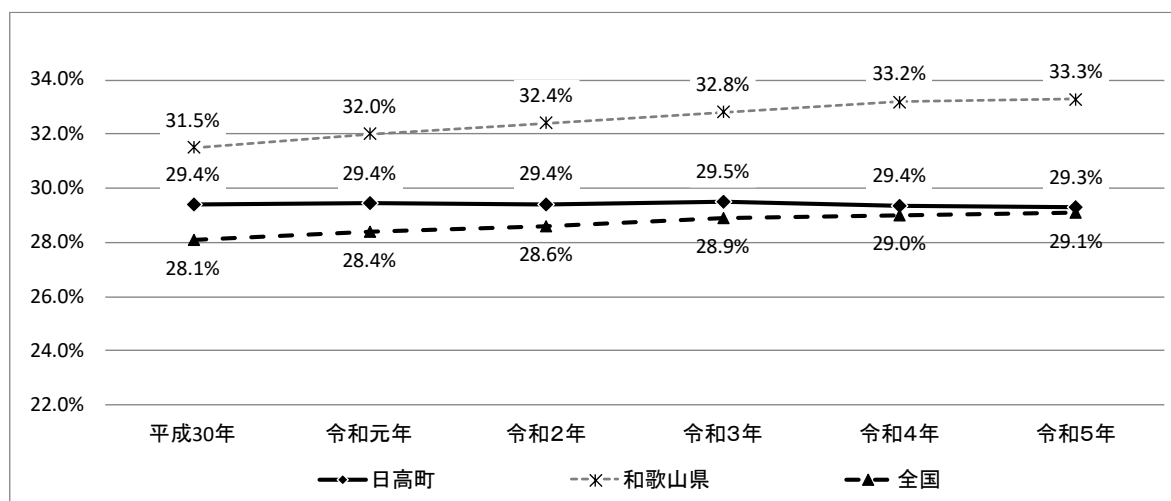


資料：住民基本台帳令和5年9月末日現在

(3) 高齢化率

全国、和歌山県ともに、高齢化率は上昇傾向にあります。日高町の高齢化率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年9月末日現在で29.3%になっています。また、全国に比べるとやや高く推移していますが、和歌山県全体よりは低く、令和5年には全国とほぼ同割合となっています。

【高齢化率の推移】

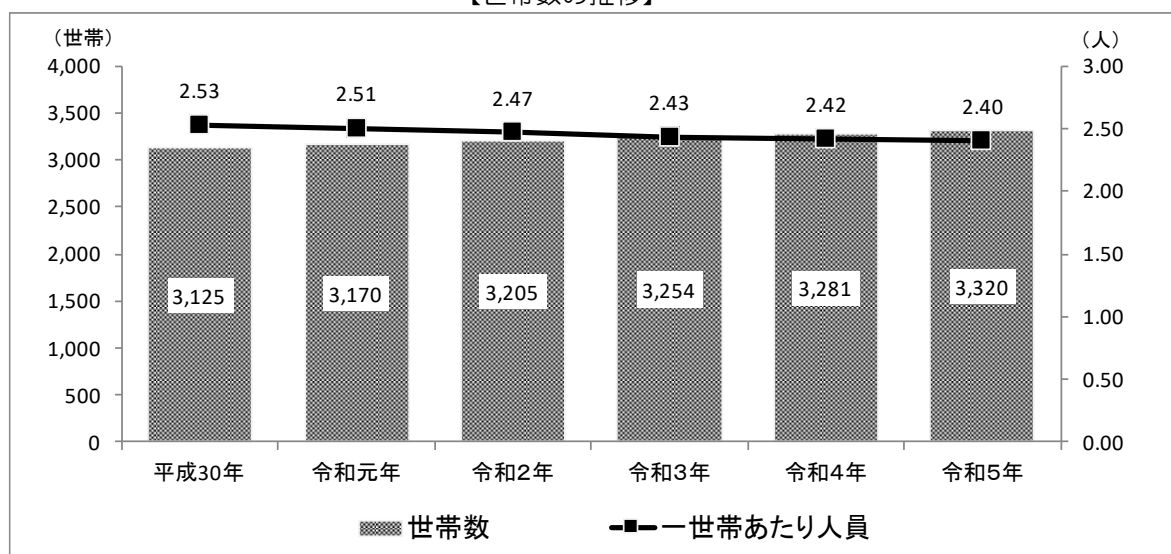


資料：和歌山県長寿社会課「和歌山県における高齢化の状況」県の値は各年1月1日

(4) 世帯数と一世帯あたり人員

世帯数は毎年増加しており、令和5年現在では3,320世帯となっています。人口はほぼ横ばいで推移していますが、世帯数が増加しているため一世帯あたり人員は減少しており、令和5年には一世帯あたり2.40人となっています。

【世帯数の推移】

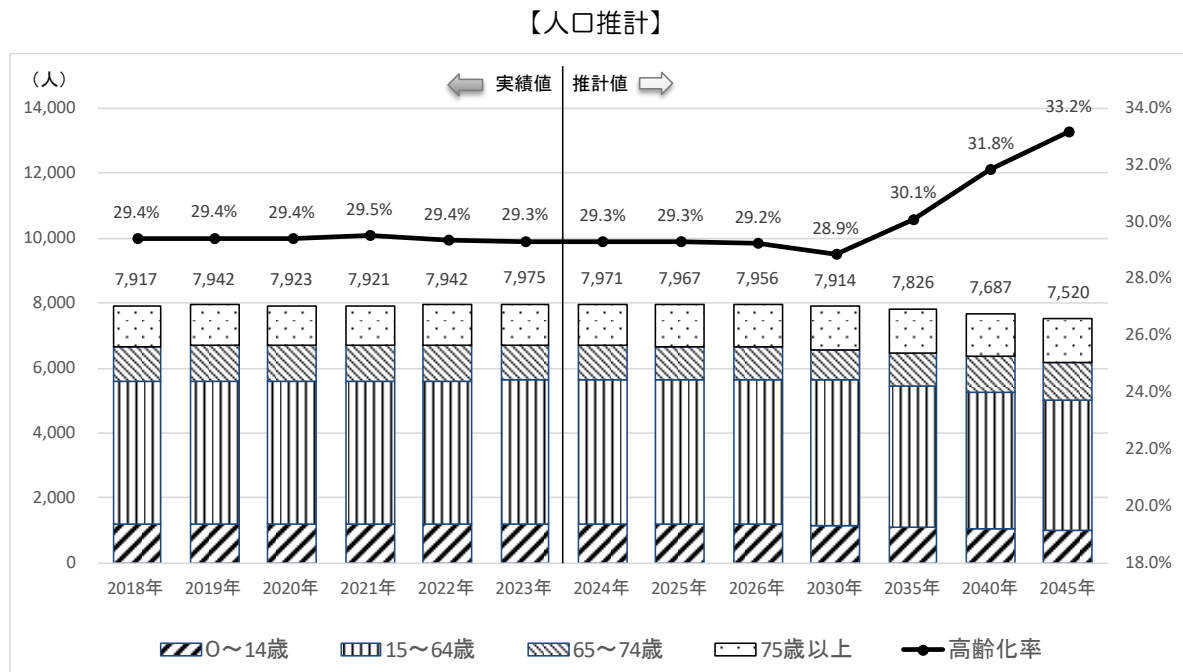


資料：住民基本台帳各年9月末日現在

(5) 計画期間の人口推計

人口推計は、『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）を基に、住民基本台帳の令和 5（2023）年 9 月値との乖離分を補正して求めています。

高齢者人口（65 歳以上）は令和 5（2023）年の 2,339 人から令和 8（2026）年には 2,326 人へとわずかに減少しますが、高齢化率は令和 5（2023）年以降、令和 8（2026）年までほぼ横ばい推移します。高齢者人口は令和 12（2030）年まで減少しますが、以降は増加に転じ、令和 27（2045）年の高齢化率は 33.2% まで上昇すると予測されています。



資料：2023 年までは住民基本台帳、2024 年以降は『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）を 2023 年 9 月のデータで補正。

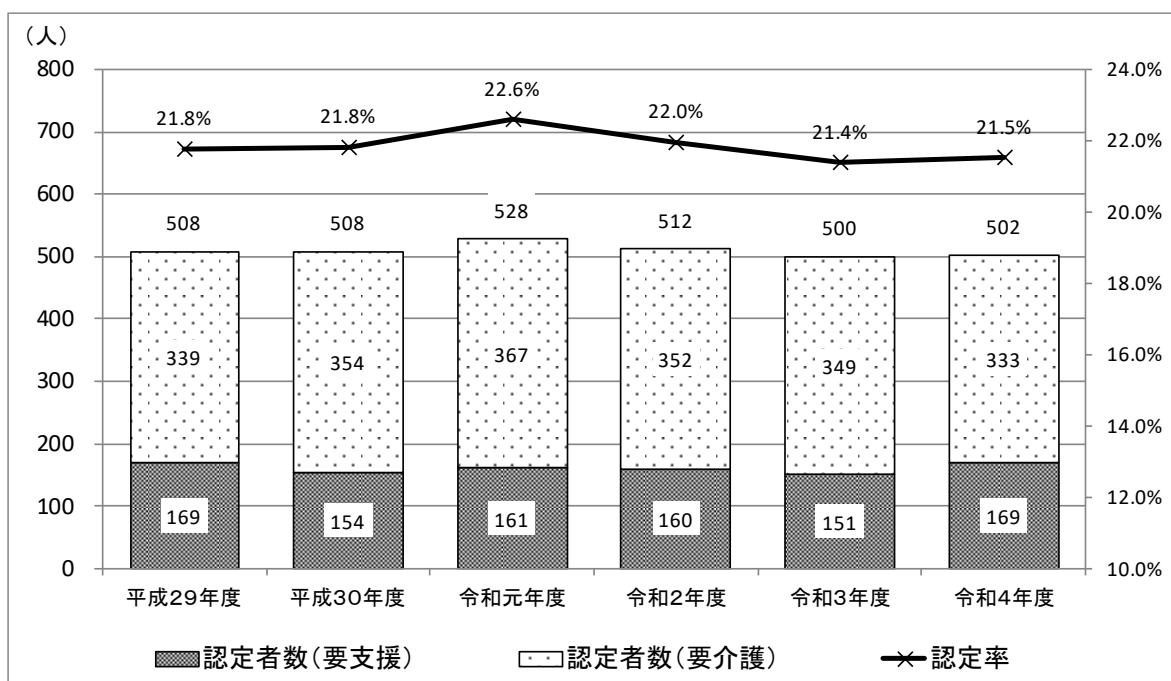
2. 高齢者の状況

(1) 要介護高齢者等

日高町の要支援・要介護者数の推移をみると、平成29年度から令和元年度にかけて増加していましたが、以降減少しており令和4年度で502人となっています。

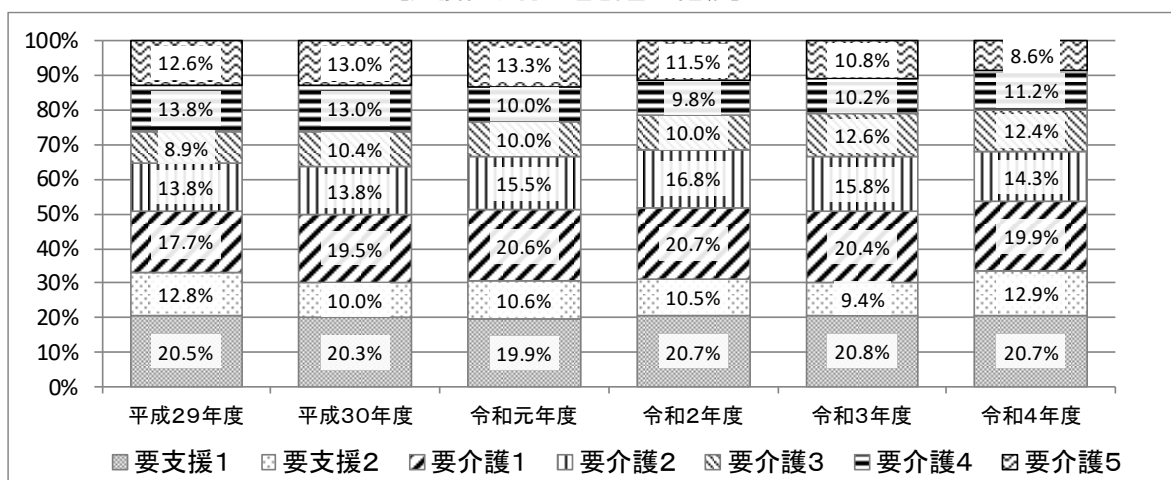
要介護・要支援の認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度では21.5%となっています。

【第1号被保険者の要介護高齢者等数の推移】



要介護度別に推移をみると、どの要介護度もほぼ横ばいで推移しています。

【介護度別認定者割合の推移】

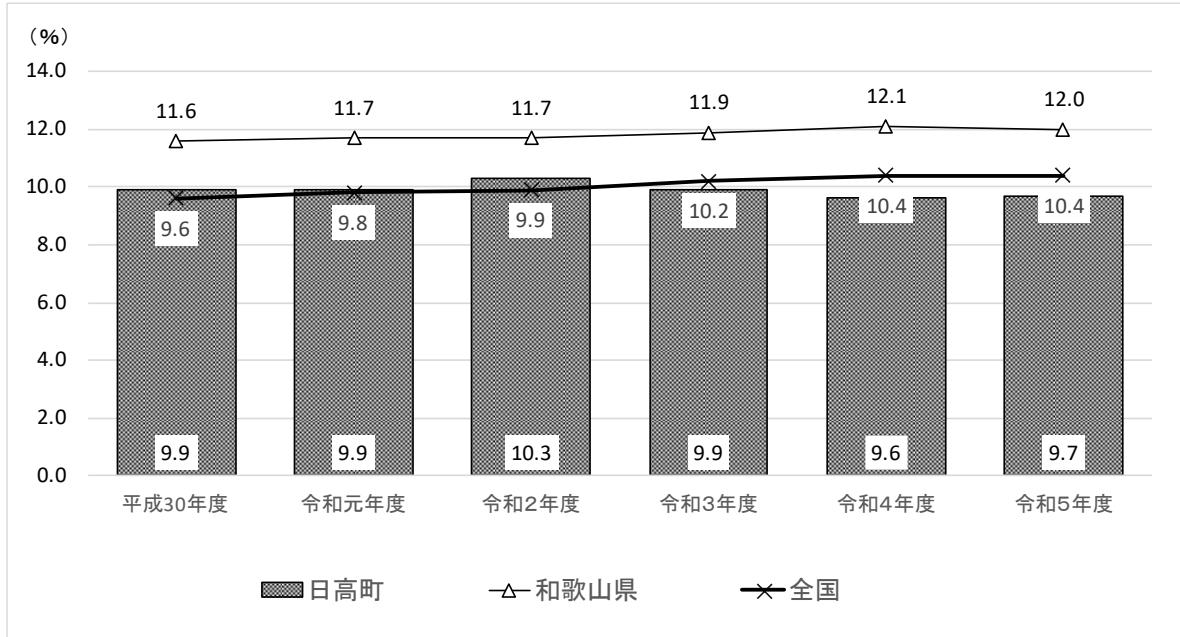


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報各年度末現在

(2) 介護サービス受給率

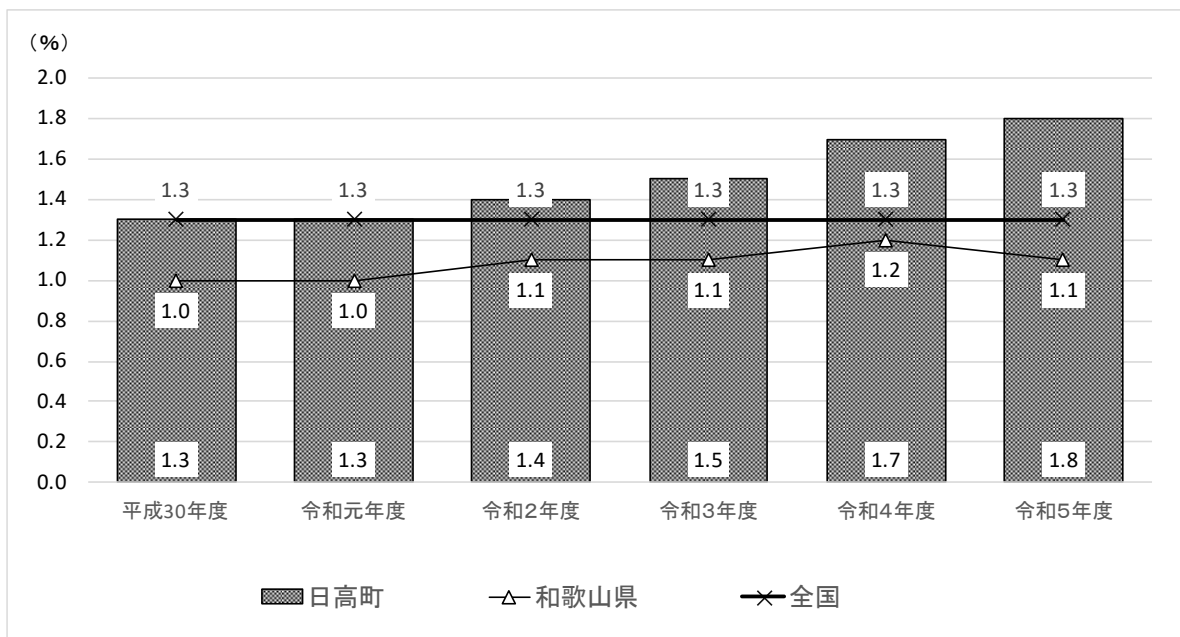
■在宅サービス

訪問介護や通所介護などの在宅サービスの受給率をみると、全国ではわずかに上昇傾向をみせています。和歌山県の受給率は全国や日高町より高くなっていますが、日高町は10%前後とほぼ横ばいで推移しています。



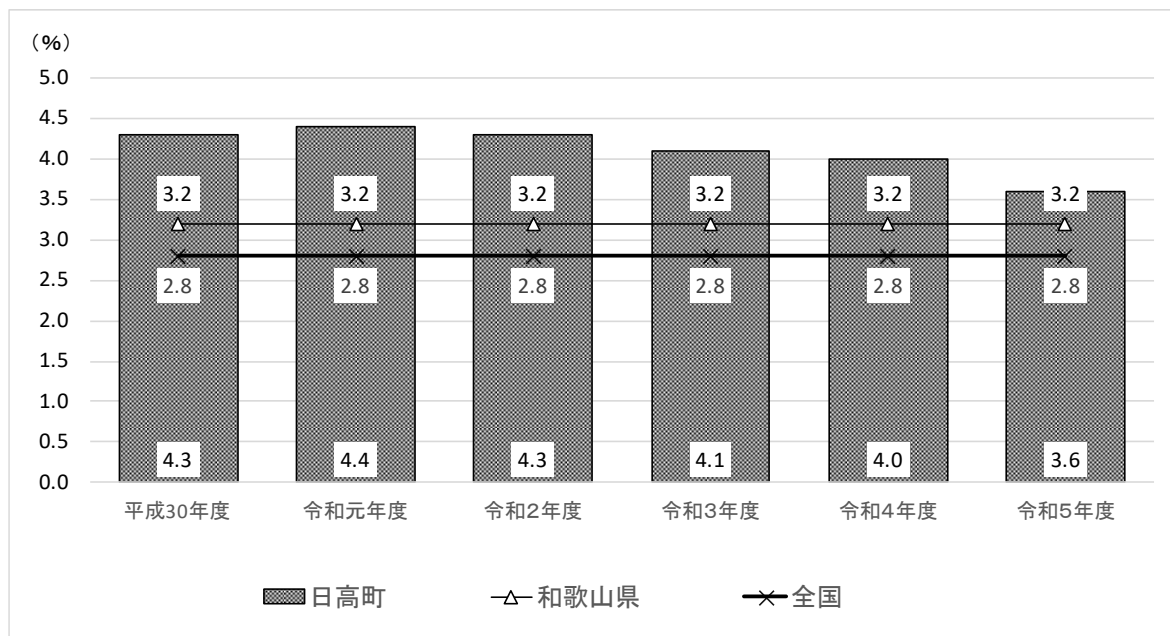
■居住系サービス

特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護などの居宅系サービスの受給率をみると、日高町はわずかに増加傾向にあり、令和5年度時点では1.8%となっています。



■施設サービス

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービスの受給率をみると、日高町は和歌山県や全国より高くなっていますが、令和元年度以降は減少傾向に転じており、令和5年度では3.6%となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和 3,4,5 年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

（3）第1号被保険者1人あたり給付月額

■在宅サービス

在宅サービスの第1号被保険者1人あたり給付月額をみると、和歌山県の給付月額は全国や日高町より高く1万4千円台で推移しています。令和3年度以降、日高町は全国より低く推移しており、令和4年度では10,876円となっています。

(円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (R4/2月サービス提供分まで)	令和4年度 (R5/2月サービス提供分まで)	令和5年度 (R5/3月サービス提供分まで)
日高町	11,609	12,186	11,542	10,876	11,461
和歌山県	14,341	14,529	14,732	14,894	15,446
全国	11,531	11,712	12,104	12,311	12,874

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和 3,4,5 年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

■施設及び居住系サービス

施設及び居宅系サービスの1人あたり給付月額をみると、日高町は全国や和歌山県より高くなっています。

全国や和歌山県はわずかな増加傾向を示していますが、日高町は1万4千円前後で推移しており、令和4年度では14,156円となっています。

(円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (R4/2月サービス提供分まで)	令和4年度 (R5/2月サービス提供分まで)	令和5年度 (R5/3月サービス提供分まで)
日高町	14,160	13,704	14,070	14,156	13,850
和歌山県	10,716	10,920	11,141	11,173	11,368
全国	10,393	10,633	10,756	10,865	11,154

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

■施設サービス

施設サービスの1人あたり給付月額をみると、日高町は全国や和歌山県に比べて高くなっていますが、全国・和歌山県が上昇傾向にあるのに対して、日高町はわずかに減少傾向にあります。

令和4年度では10,987円となっており、全国との差は3,039円となっています。

(円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (R4/2月サービス提供分まで)	令和4年度 (R5/2月サービス提供分まで)	令和5年度 (R5/3月サービス提供分まで)
日高町	11,661	11,164	11,146	10,987	10,379
和歌山県	8,429	8,565	8,624	8,600	8,784
全国	7,684	7,842	7,909	7,948	8,134

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

3. アンケート調査結果の概要

「第9期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の策定に向け、高齢者の方などの生活状況や支援サービスの必要性等を把握するための基礎調査を、令和4年12月～令和5年2月にかけて実施しました。

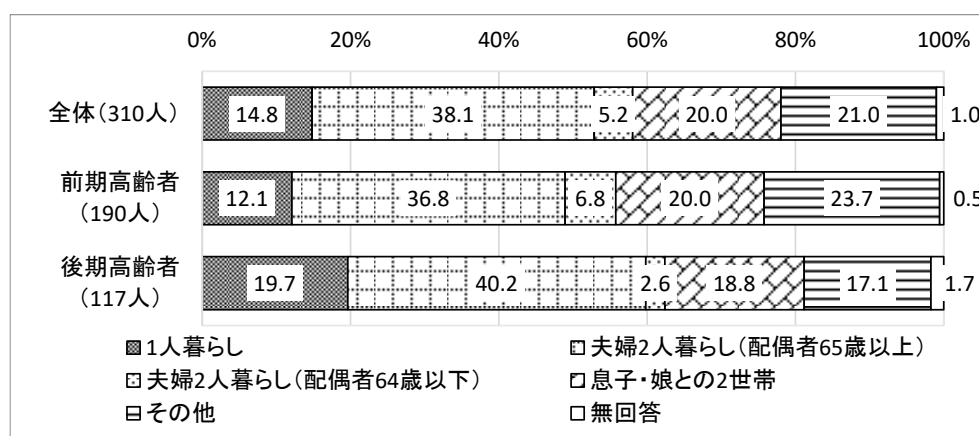
対象	配布数	有効回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	400 票	310 票	77.5%
在宅介護実態調査	89 票	89 票	100.0%

(1) 日常生活圏域ニーズ調査について

①対象者プロフィール

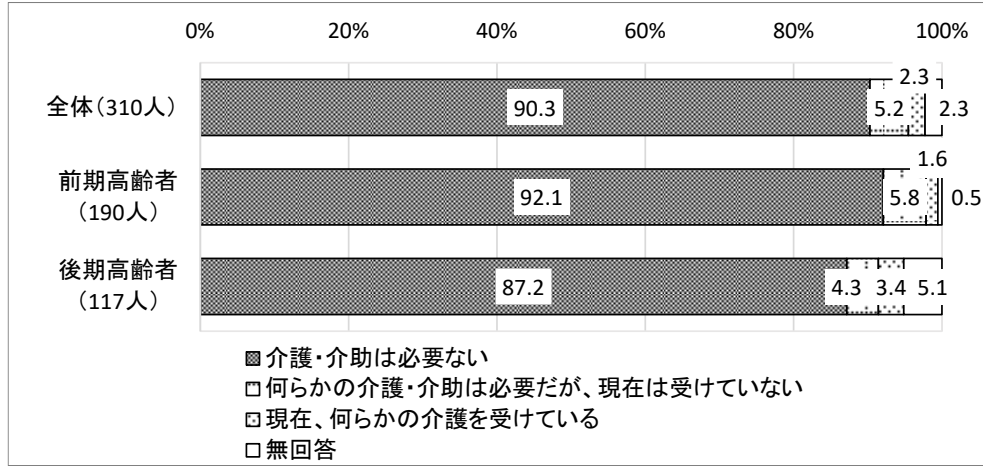
■家族構成

家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が38.1%と最も多くなっています。次いで、「息子・娘との2世帯」が20.0%で続いています。後期高齢者では、「1人暮らし」が19.7%と約2割になっています。



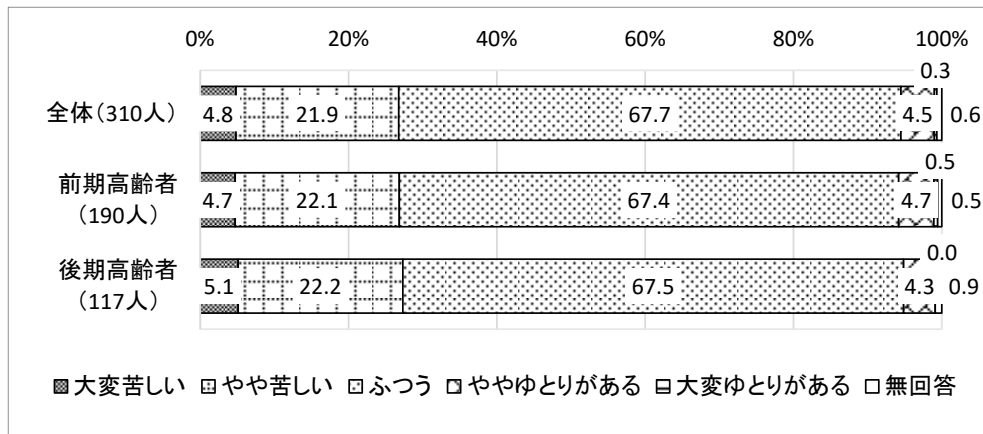
■介護・介助の状況

日常生活における介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が90.3%となっており、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は5.2%、「現在、何らかの介護を受けている」は2.3%でした。



■経済状況

現在の経済状況は、「大変苦しい」が4.8%、「やや苦しい」が21.9%となっており、「ふつう」が67.7%となっています。「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」の合計は4.8%でした。

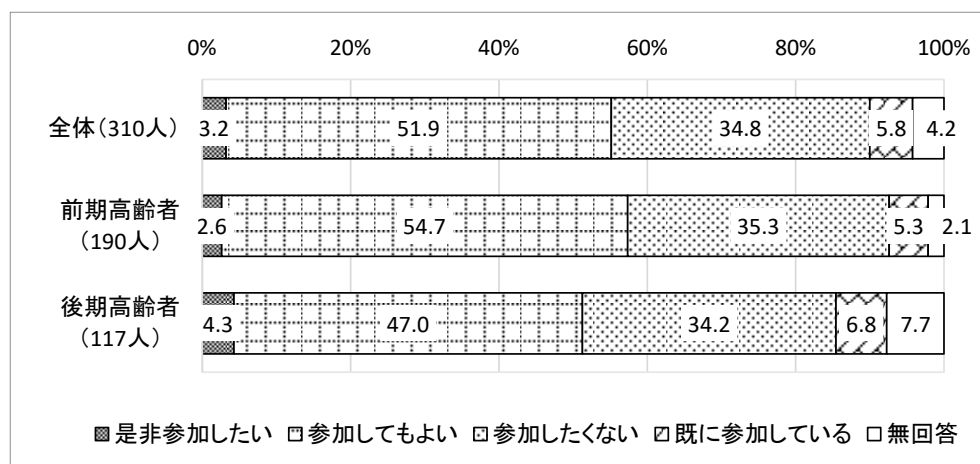


②地域でのグループ活動等の参加意向

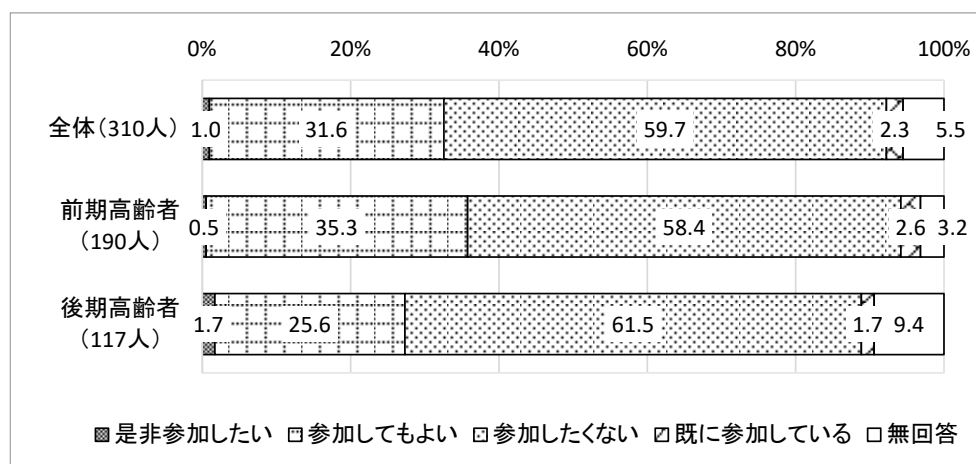
地域づくりの活動に参加者として参加してみたいかについては、「是非参加したい」が3.2%、「参加してもよい」が51.9%、「既に参加している」の5.8%を合わせると60.9%となっています。

お世話役として参加してみたいかについては、「是非参加したい」が1.0%、「参加してもよい」が31.6%、「既に参加している」の2.3%を合わせると34.9%となっています。

<参加者としての参加意向>



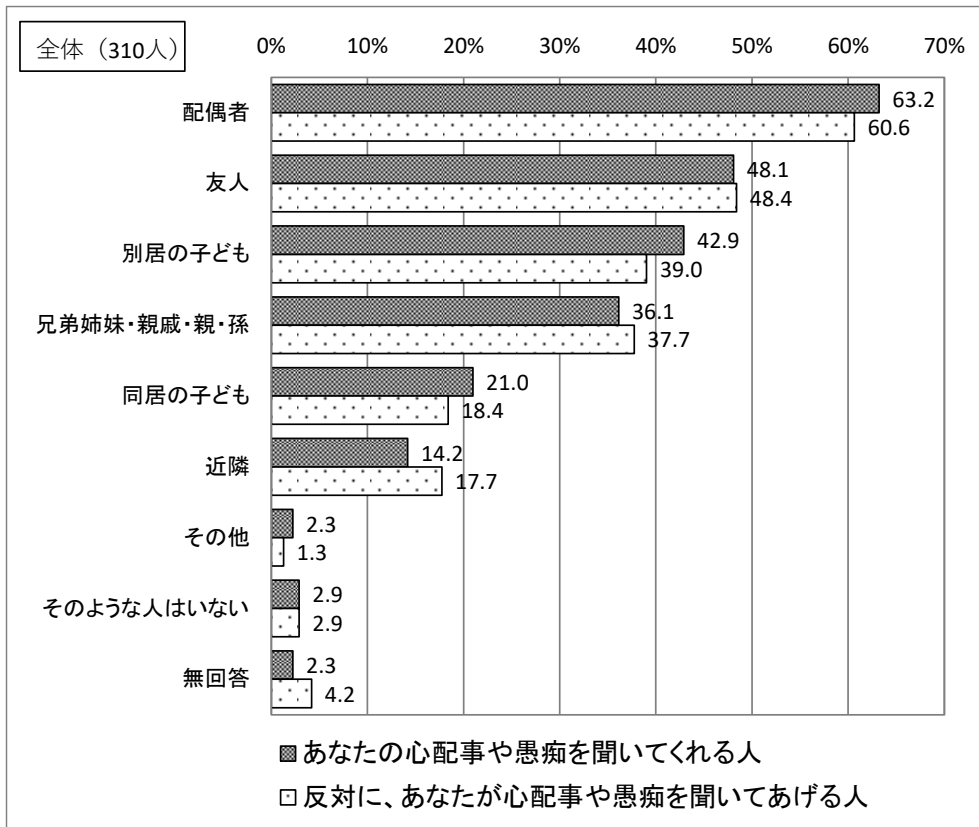
<企画・運営（お世話役）としての参加意向>



③心配事や愚痴の話し相手

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が63.2%で最も多く、次いで「友人」が48.1%となっています。「別居の子ども」が42.9%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が36.1%で続いています。

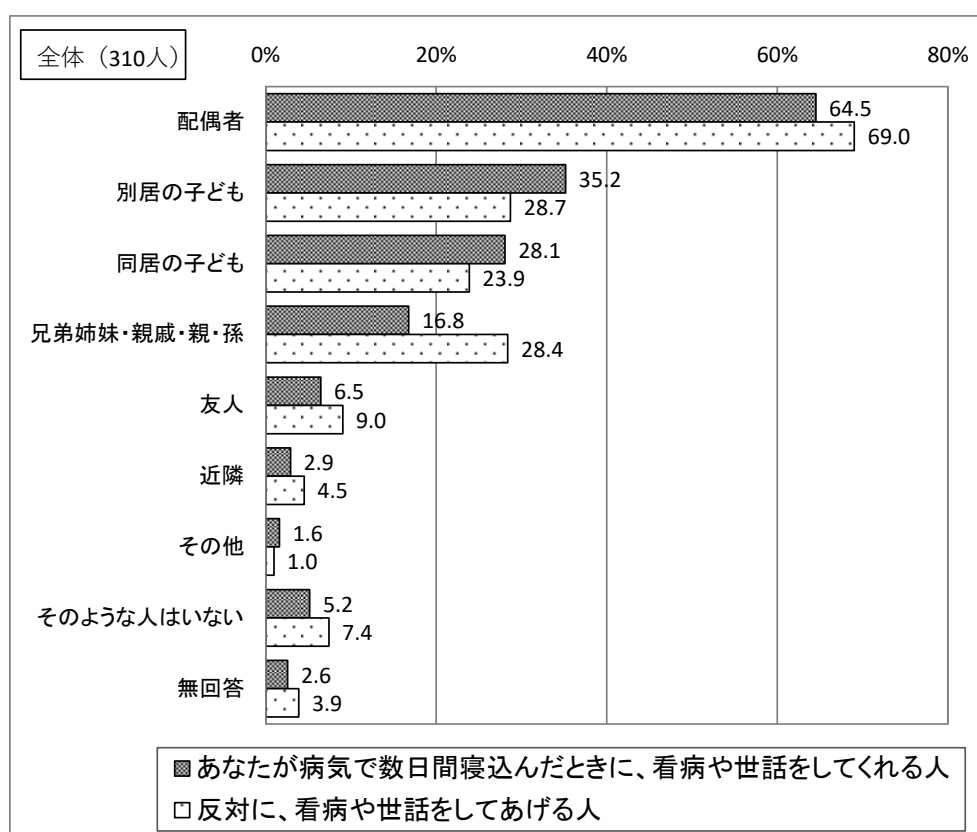
あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人は、「配偶者」が60.6%で最も多く、次いで「友人」が48.4%となっています。「別居の子ども」と「兄弟姉妹・親戚・親・孫」がそれぞれ30%台で続いています。



④病気の際の看病や世話

看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が64.5%で最も多くなっており、次いで「別居の子ども」が35.2%、「同居の子ども」が28.1%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が16.8%が続いています。

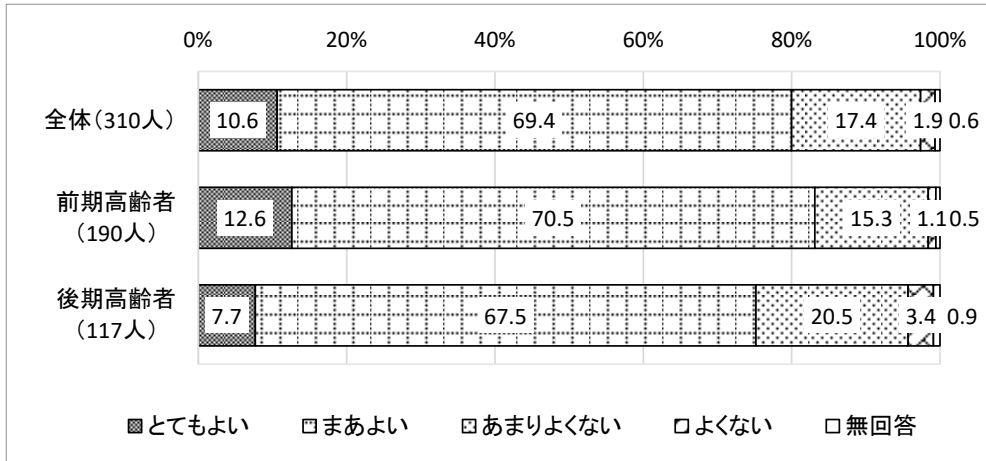
看病や世話をしてあげる人は、「配偶者」が69.0%で最も多く、次いで「別居の子ども」が28.7%となっています。また、「そのような人はいない」が7.4%となっています。



⑤健康状態

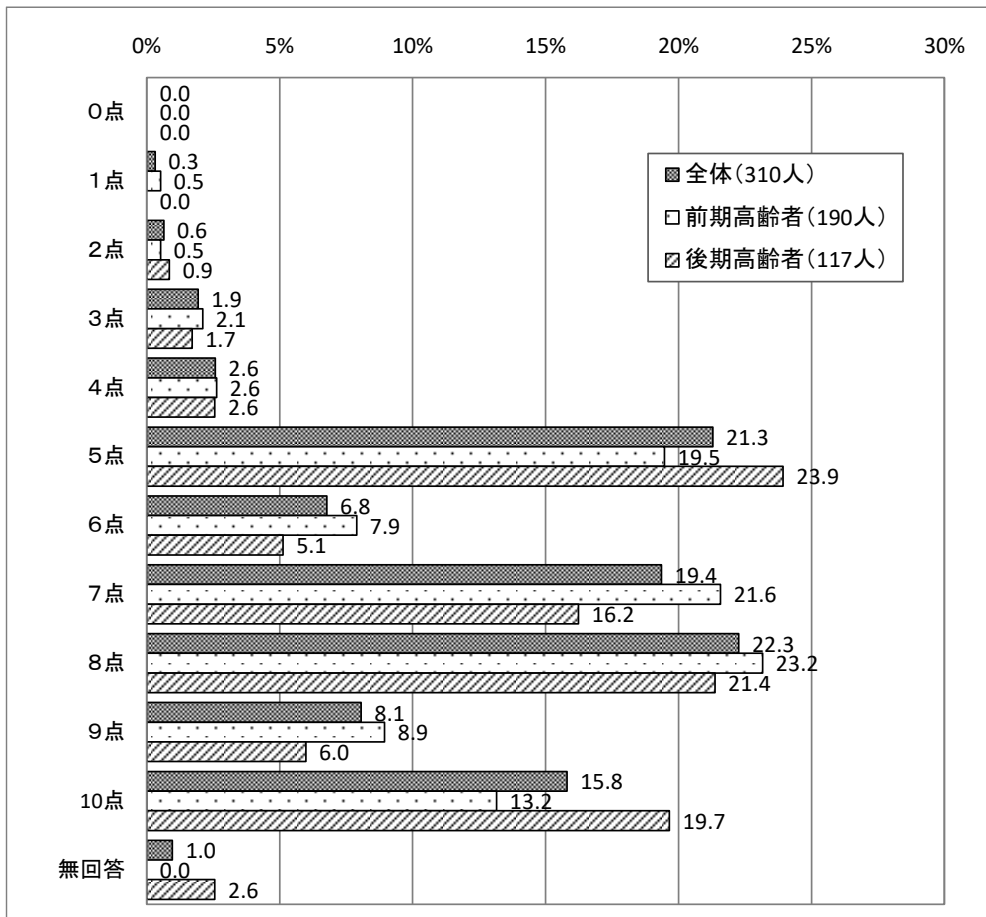
健康状態は、「とてもよい」が10.6%、「まあよい」が69.4%となっており、この2つの合計は80.0%となっています。

一方、「あまりよくない」は17.4%、「よくない」は1.9%でした。



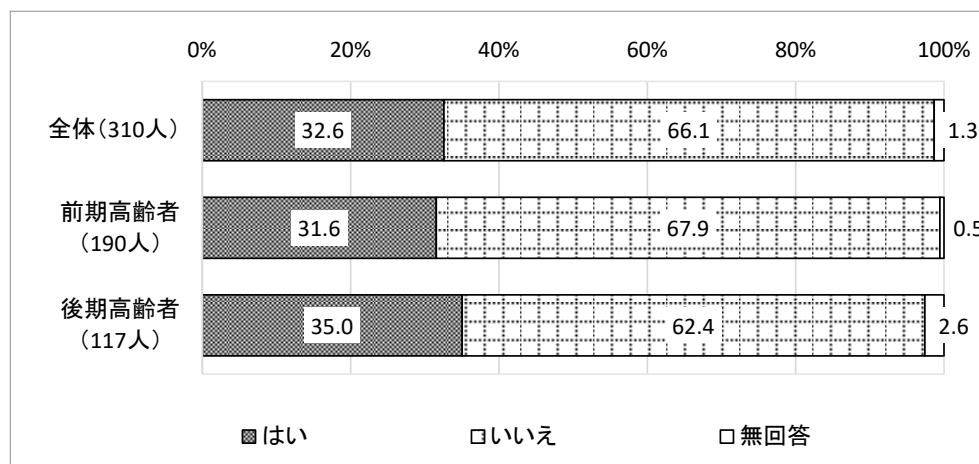
⑥幸福度

幸せの度合は、「8点」が最も多く22.3%、次いで「5点」が21.3%、「7点」が19.4%、「10点」が15.8%となっています。なお、平均点は7.16点でした。



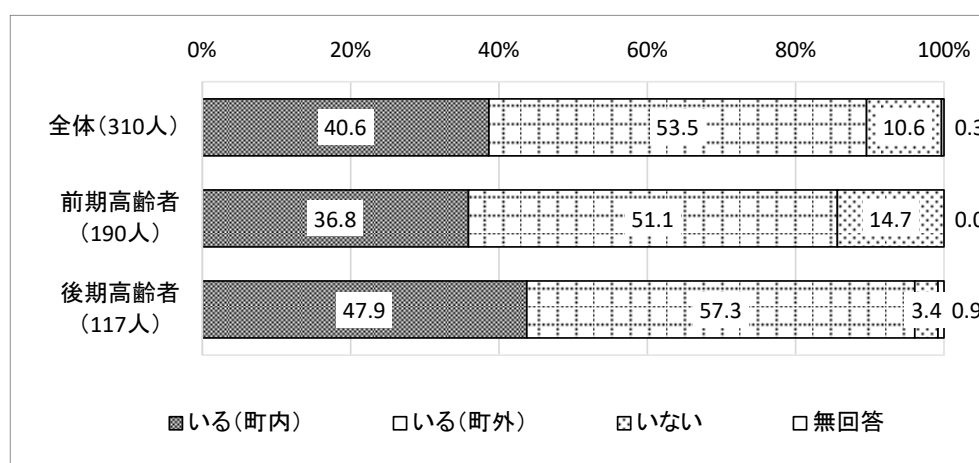
⑦認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が32.6%と約3割になっています。「いいえ」は66.1%でした。



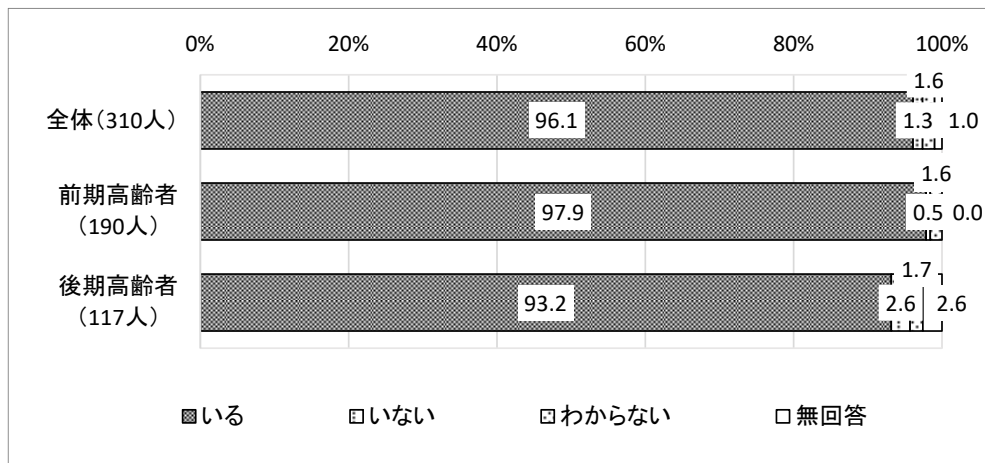
⑧かかりつけ医

かかりつけ医については、「いる(町外)」が53.5%と半数以上になっています。「いる(町内)」は40.6%、「いない」は10.6%でした。
後期高齢者では、「いる(町内)」が47.9%とやや多く、「いない」は3.4%でした。



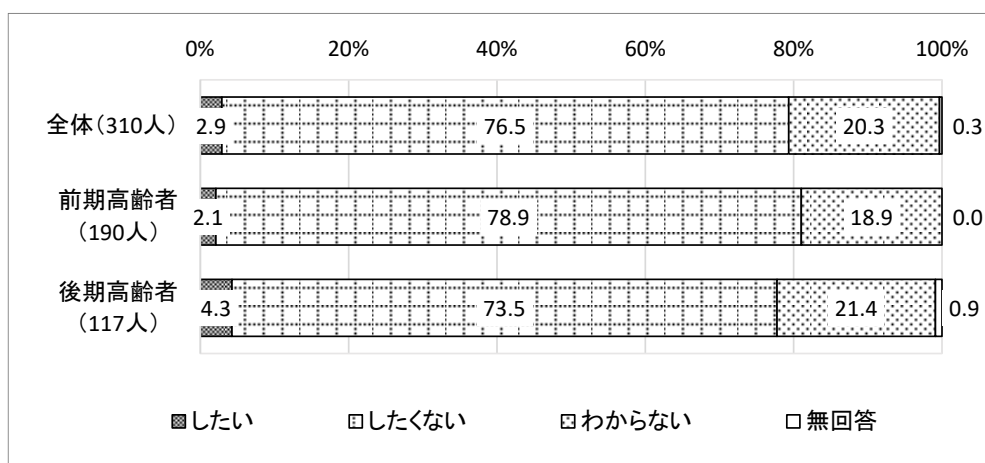
⑨物事の判断ができなくなった場合

物事の判断を代わりにしてくれる人については、「いる」が96.1%と9割以上になっています。「いない」が1.3%、「わからない」は1.6%でした。



⑩延命治療

延命治療については、「したい」が2.9%、「したくない」が76.5%となっています。「わからない」は20.3%でした。

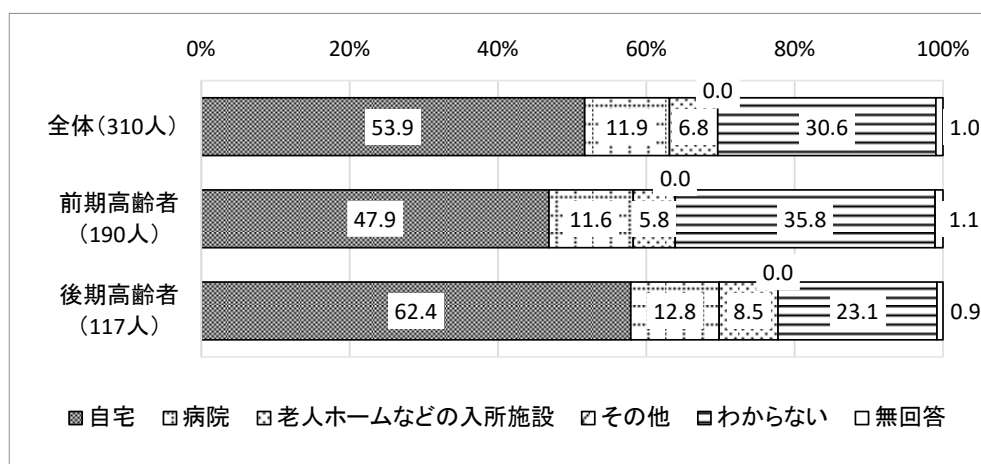


⑪人生の最期を迎えたい場所

人生の最期を迎えたい場所については、「自宅」が53.9%で最も多くなっています。

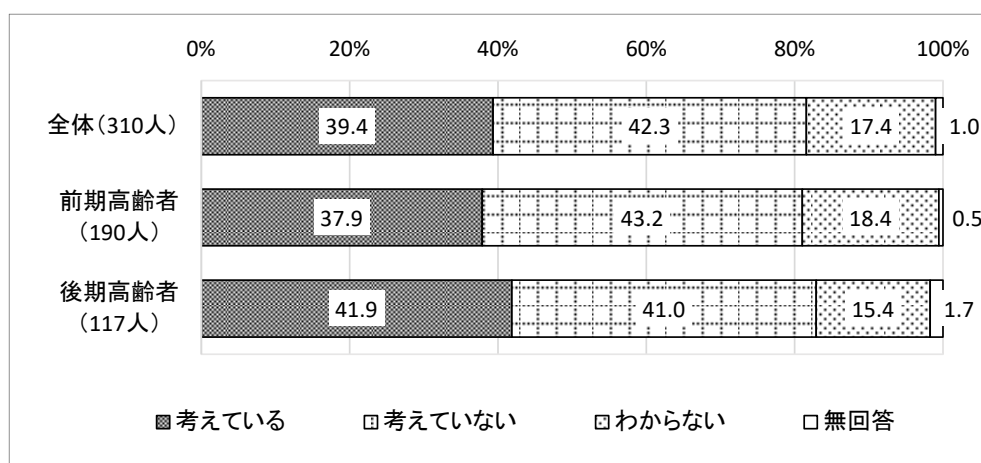
「わからない」は30.6%でした。

後期高齢者では「自宅」が62.4%とやや多くなっています。



⑫終活について

「終活」については、「考えている」が39.4%、「考えていない」が42.3%と、ほぼ同割合となっています。「わからない」は17.4%でした。

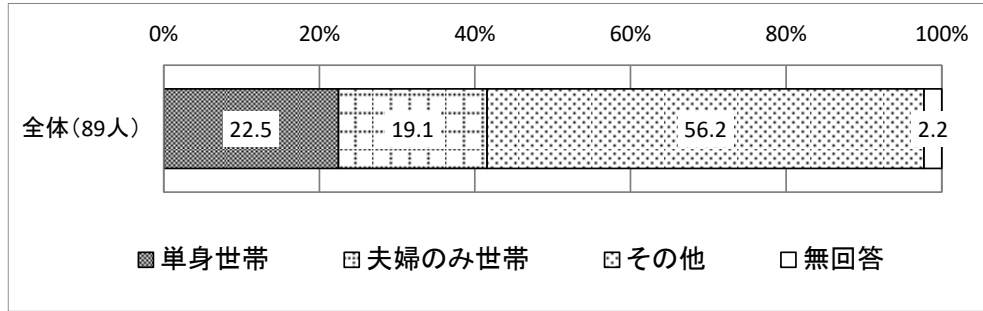


(2) 在宅介護実態調査について

①対象者プロフィール

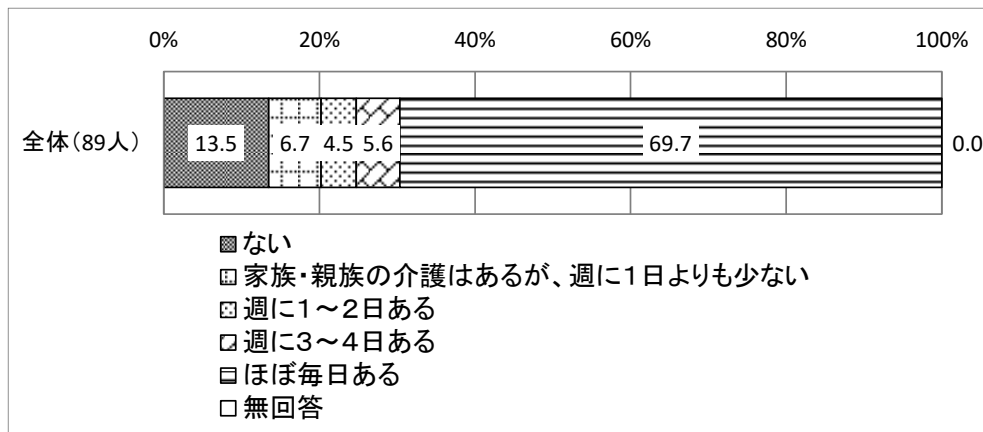
■世帯類型

世帯類型をみると、「その他」が56.2%で最も多く、次いで「単身世帯」が22.5%、「夫婦のみ世帯」が19.1%となっています。



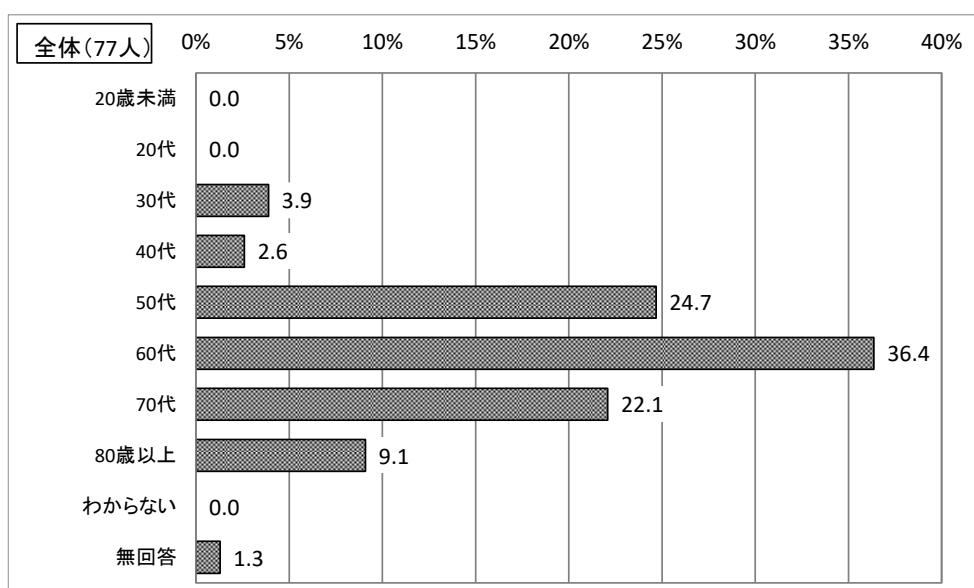
■介護の状況

家族や親族からの介護の状況をみると、「ほぼ毎日ある」が69.7%で最も多く、次いで「ない」が13.5%となっています。『ある』（「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」～「ほぼ毎日ある」の合計）は86.5%と8割以上になっています。



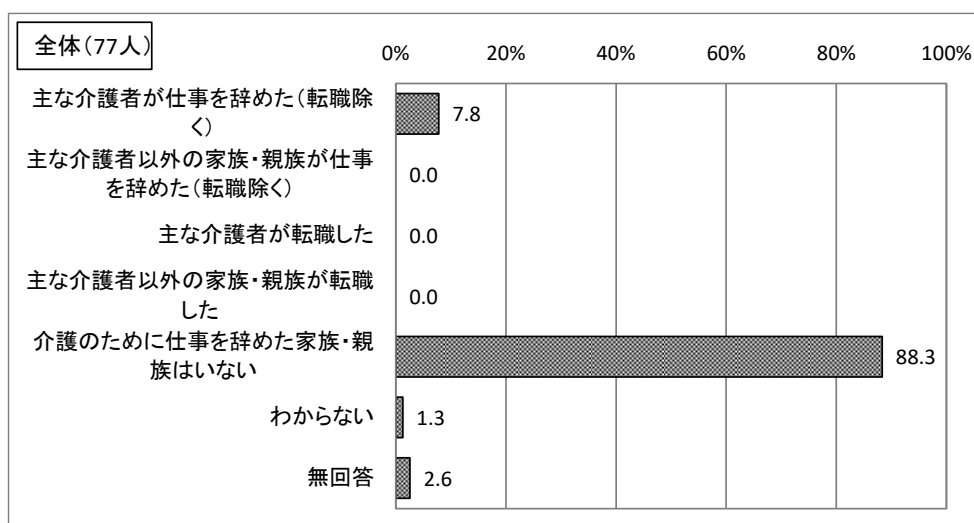
■主な介護者の年齢

主な介護者の年齢をみると、「60代」が36.4%で最も多くなっており、次いで「50代」が24.7%、「70代」が22.1%、「80歳以上」が9.1%が続いています。



②介護による離職状況

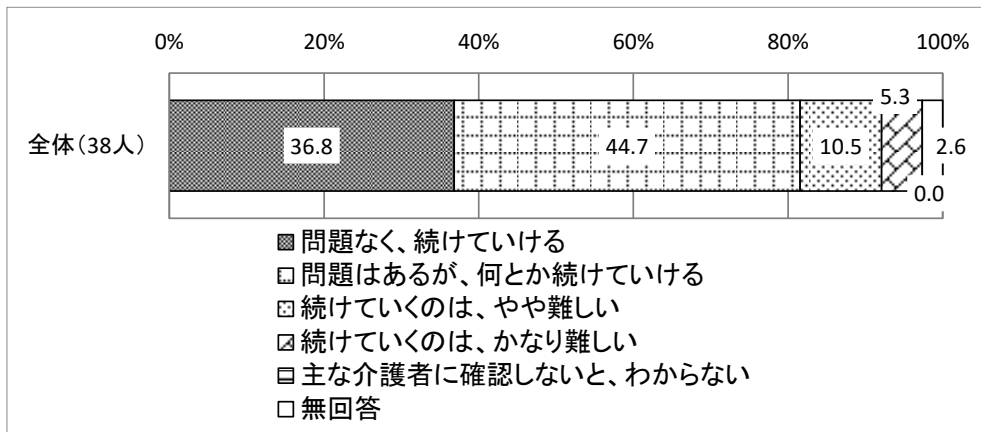
過去1年の間に介護を主な理由として仕事を辞めた家族や親族の有無をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が88.3%で多数を占めています。「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は7.8%でした。



③仕事と介護の継続

主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていくことができると思うかをみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が44.7%で最も多く、「問題なく、続けていける」(36.8%)と合わせた『続けていける』は81.5%となっています。

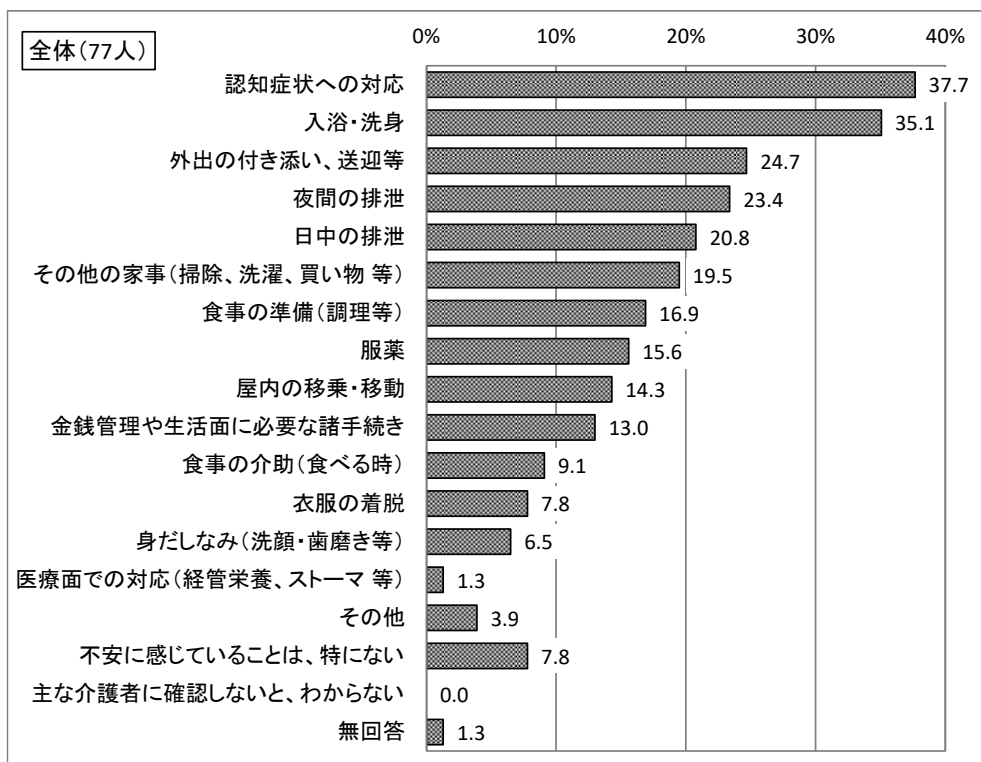
一方で、「続けていくのは、やや難しい」が10.5%、「続けていくのは、かなり難しい」は5.3%となっています。



④不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等をみると、「認知症状への対応」が37.7%で最も多くなっています。次いで「入浴・洗身」が35.1%、「外出の付き添い、送迎等」が24.7%、「夜間の排泄」が23.4%が続いています。

一方、「不安に感じていることは、特にない」は7.8%となっています。



第3章 第8期事業の進捗状況

目標1. 介護予防と心身の元気づくり
の推進

目標2. 支えあう地域づくりの推進

目標3. 生活支援サービスの充実

目標4. 介護保険事業の推進

ここでは「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」における主な取組に対する施策の達成状況を評価し、第8期を振り返りました。

この資料を基に、中長期的な視野に立って、今後3年間（令和6年度～8年度）に取り組むべき内容を整理し、計画策定に結び付けていきます。

<基本理念>

みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町

<基本目標>

目標1 介護予防と心身の元気づくりの推進

健康づくり事業と連携し、地域包括支援センターにおいて、地域支援事業による高齢者を対象とした介護予防事業を一層推進するとともに、元気な高齢者を地域に活かす仕組みづくりなど、高齢者を支え、高齢者が活躍する場のさらなる拡充を目指します。

目標2 支えあう地域づくりの推進

地域共生社会を実現していくためには、「自助」を促すとともに、住民同士がお互いに支えあう「共助」が機能する地域社会を構築していく必要があります。このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会、住民、関係団体等による地域ネットワークの機能充実を図り、みんなで支えあう地域づくりを推進していきます。

目標3 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、サービスを必要とする高齢者に的確に介護サービスや福祉サービスが提供されるよう、サービスの量、質、提供体制の充実を図る必要があります。このため、地域支援事業を含めた各種サービスの提供や相談支援の充実等を推進します。

目標4 介護保険事業の推進

介護保険サービスはもとより、引き続き予防重視型の介護保険サービス、地域の実情にあわせた介護保険サービスの推進を図ります。

また、高齢者と地域が介護保険に関する理解をさらに深めるとともに、介護保険事業の適切な運用を目指します。

目標1. 介護予防と心身の元気づくりの推進

<1>健康づくりの支援

(1) 疾病予防、健康支援

① 健康手帳の交付

<進捗状況>

自らの健康管理と適切な医療を受けることを目的に、40歳を迎える方を対象に健康手帳を郵送にて交付しています。

健康手帳の交付により、町民の健康づくりの知識の普及、啓発を行っています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付者数	人	97	104	97

② 健康教育

<進捗状況>

生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持、増進を目的に運動教室や健康講演会を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症により実施できていない事業もあります。

高齢者の健康の保持増進のための健康教育は新型コロナウイルス感染症のため実施できませんでした。しかし、一部事業はコロナ禍でも継続し、生活習慣病予防の取組につながったと考えています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	回	9	10	11
参加者数	人	51	29	113

<問題点・課題>

新型コロナウイルス感染症のため、すべての事業ができていません。

③ 健康相談

<進捗状況>

各地区老人クラブ会員を対象とした健康相談は、新型コロナウイルス感染症のため実施できませんでした。ふれあい祭健康相談については、新型コロナウイルス感染症のため令和2年度、令和3年度は中止、令和4年度より再開しています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	回	0	0	1
参加者数	人	0	0	56

<問題点・課題>

新型コロナウイルス感染症のため、十分な事業ができていません。

④ 健康診査事業

<進捗状況>

特定健診、歯周疾患検診対象者には個別受診勧奨を行っています。特定健診は集団健診6～12月、個別健診5～3月に実施しています。歯周疾患検診は5～2月に個別検診にて実施しています。

後期高齢者の集団健診は6～12月、個別健診6～2月、歯科健診6～2月に実施しています。

健診の実施により、町民の生活習慣病の発症予防、重度化予防につながっていると考えられます。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
特定健診受診者数	人	564	610	601	
特定健診受診者数受診率	%	40.1	44.2	45.1	
特定保健指導	積極的支援	人	3	7	5
	動機づけ支援	人	29	26	23
後期高齢者健診	人	196	206	228	
歯周疾患検診	人	40	46	22	
歯周疾患検診受診率	%	9.8	11.4	5.2	

項目名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肝炎ウイルス 検診	B型	人	25	34	19
	C型	人	25	34	19

<問題点・課題>

特定健診受診率は増加傾向にありますが、目標に達していません。後期高齢者の基本健診受診率は18.2%（令和4年度）で国や県と比較して低い受診率となっています。

⑤ がん検診

<進捗状況>

がんの早期発見を目的に集団検診（肺、胃、大腸、乳）の実施及び子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、大腸がん検診については個別検診を実施しています。対象者には年度当初に受診案内を個別に送付し、受診勧奨を行いました。令和4年度より受診案内時に対象者全員に個別受診券を送付しています。

がん検診の実施により、町民のがんの早期発見につながっていると考えています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん検診	人	97	218	247
肺がん検診	人	563	579	582
大腸がん検診	人	497	500	499
子宮がん検診	人	411	368	325
乳がん検診	人	403	413	375

<問題点・課題>

がん検診の受診率は国の目標に達していません。

⑥ 訪問指導

＜進捗状況＞

保健指導が必要な方に対し、保健師が訪問し健康に関する指導を実施しています。訪問指導の実施により適切な医療を受け、健康の保持、増進につながっていると考えています。

＜利用実績＞

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問指導	人	33	19	16

＜問題点・課題＞

訪問指導を実施しても、なお要精検者が未受診のケースが存在します。

⑦ 災害や感染症対策

＜進捗状況＞

新型コロナウイルス感染症との同時期での感染拡大防止を図るため、令和2年度からインフルエンザワクチン接種費用を全額助成し、個別通知による接種勧奨を行いました。成人用肺炎球菌ワクチンについては、令和5年度まで経過措置が延長され、対象となる方には個別通知による接種勧奨を行い、接種費用を全額助成しました。

インフルエンザワクチンについては、令和2年度から接種費用を全額助成し、接種率が75%前後と高くなっています。成人用肺炎球菌ワクチンについては、40%前後の接種率となっています。

＜利用実績＞

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
インフルエンザワクチン 接種費助成	人	1,841	1,711	1,682
成人用肺炎球菌ワクチン 接種費助成	人	133	128	91

(2) 健康づくり活動

① 住民の自主的な健康づくり活動の支援

<進捗状況>

健康推進員は、町民一人ひとりが健康を意識し、家族、地域へと健康づくりの輪が広がるよう支援しています。食生活改善推進員は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、調理実習以外の活動方法で、幼児への食育啓発、中学生への生活習慣病予防教室、高齢者への食生活の啓発、ふれあい祭における啓発を実施しました。令和5年度から調理実習を再開し、活動を実施しています。

健康推進員、食生活改善推進員の活動により、町民の健康、食生活に対する啓発、知識の普及につながっていると考えています。

<利用実績>

■健康推進員

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
推進員数	人	19	19	19

■食生活改善推進員

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数	人	21	20	18
事業実施回数	回	14	13	7

<問題点・課題>

健康推進員、食生活改善推進員のなり手不足が課題となっています。

② 「健康日高 21」に基づく健康づくり活動の推進

<進捗状況>

管内市町と共同で、ヘルスポイント事業、たばこ部会での取組を実施しました。新型コロナウイルス感染症のため、健康ウォーキング、商工会等への働きかけはできていません。

管内市町での取組を通し、町民の健康づくりにつなげられたと考えていますが、新型コロナウイルス感染症のため実施できていない事業があります。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

1) 通所型サービス

<進捗状況>

自立支援と重度化防止を目指し、質の高い介護サービス、ケアマネジメントに取組、本人の自己決定を尊重したサービス提供を行っています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	円	15,914,079	13,283,622	14,578,523

<問題点・課題>

緩和型サービスに参入できる事業所がない状態です。

2) 訪問型サービス

<進捗状況>

自立支援と重度化防止を目指し、質の高い介護サービス、ケアマネジメントに取組、本人の自己決定を尊重したサービス提供を行っています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	円	4,534,290	4,546,235	3,741,359

<問題点・課題>

緩和型サービスに参入できる事業所がない状態です。

3) 介護予防ケアマネジメント事業

<進捗状況>

高齢者の自立支援に基づいた目標設定を行い、適切なケアマネジメントを行いました。アセスメントから導き出した課題を整理し、目標設定を行うことができました。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	円	2,223,240	2,035,120	2,066,520

<問題点・課題>

幅広いニーズに対応できる多様なサービスの創出に向けての取組が必要です。

② 一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

<進捗状況>

- ・運動機能向上教室（1クール12回×3クール）
平成29年度より、口腔機能向上教室、栄養教室も組み込んで一体的に実施しています。
- ・認知症予防教室（1クール12回×3クール）
- ・いきいき百歳体操の継続支援（町内6グループ）

<利用実績>

項目名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動器の機能向上	実人数	人	21	17	25
	延べ人数	人	24	34	50
栄養改善(延べ人数)		人	24	34	50
口腔機能の向上(延べ人数)		人	24	34	50
認知症予防教室(延べ人数)		人	13	9	24
いきいき百歳体操自主グループ		グループ	6	6	6

＜問題点・課題＞

高齢者においては、自分で歩いて行ける身近な場所で運動の機会を増やしていく必要があります。また、運動機能向上教室、認知症予防教室ともにメンバーが固定化しており、新規参加者を増やしていく必要があります。

＜2＞高齢者の元気づくりの推進**（1）生きがいづくりと社会参加の促進****① 生涯学習活動・スポーツ・レクリエーション活動**＜進捗状況＞

新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、年度内にゲートボール大会2回、グラウンドゴルフ大会1回を実施しました。

町内の高齢者が全国大会等に出場するなど、日々の練習の成果が結果として表れています。

＜実施状況＞

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ゲートボール大会	回	2	2	2
グラウンドゴルフ大会	回	1	1	1

＜問題点・課題＞

各種スポーツ大会の参加者は緩やかですが、減少傾向にあります。

② 老人クラブなどの育成・補助＜進捗状況＞

各単位クラブの活動費・町老人クラブ連合会の運営費等への補助を行い、老人クラブ連合会主催によるペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会を開催しました。

また、市町村クラブリーダー研修、体力測定員養成講座など、各種研修会への参加の呼びかけを行い、老人クラブ活動に必要な知識、技能の習得を促しました。

＜実施状況＞

項目名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日高町老人クラブ連合会	単位クラブ	クラブ	20	20	20
	会員数	人	1,718	1,683	1,609

＜問題点・課題＞

会員増強運動として、各単位クラブで、年度初めに主に60歳の方を対象に入会の勧誘をしていますが、60歳では、まだまだ就労している方も多く、新規での入会者は少なくなっています。

③ その他行事・地域での活動＜進捗状況＞

町内の70歳以上の方を対象に町主催の敬老会へご招待し、長寿のお祝いを実施しています。（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。）令和4年度は感染対策を徹底し、これまでとは違う形で開催しました。また90歳以上の方を対象に、町長が自宅を訪問して、長寿のお祝いとして記念品を贈呈しています。

敬老会では、老人福祉活動功労者、模範老人、敬老篤行者として、各地区で活躍された方の表彰を行っています。

＜実施状況＞

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
70歳以上	人	1,793	1,808	1,832
うち90歳以上	人	234	243	240

目標2. 支えあう地域づくりの推進

<1> 地域ケア体制の推進

(1) 地域包括支援センターの充実

① 医療サービスとの連携

<進捗状況>

在宅医療と介護サービスを一体的・効果的に提供できるように連携を推進しました。

② 新しい地域密着型サービスの導入の検討

<進捗状況>

事業所がありません。

③ 相談体制の充実

<進捗状況>

高齢者に関する相談を受け、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげています。広報誌等により地域包括支援センターの周知と相談窓口設置の情報提供を行いました。

<実施状況>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合相談	人	110	117	115
権利擁護	人	2	6	5

<問題点・課題>

相談内容が複雑で、一度の相談では解決できず、時間を要する場合が増えていきます。

④ 関係機関とのネットワークづくり

＜進捗状況＞

医療機関やケアマネジャーなど関係機関との連携を図り、新規75歳以上一人暮らしの方へ救急医療情報キットの案内を送付しました。また、配布済みの方に対して救急医療情報キットの内容見直しを依頼しました。

＜実施状況＞

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急医療情報キット配布件数	人	-	117	129

(2) 認知症高齢者の支援の推進

① 普及啓発・本人発信支援

＜進捗状況＞

新型コロナウイルス感染症により、令和2年度より認知症サポーター養成講座の実績はありません。そのため、養成講座の拡大もできていない状況です。アルツハイマーデー及び月間については、毎年広報誌へ掲載し、認知症に関する啓発を行っています(養成講座についても周知)。イベントや本人発信の機会はありませんでした。

相談先の周知と世界アルツハイマーデーとを同時に広報誌へ掲載し、周知していますが、ホームページへの記載はありません。

＜問題点・課題＞

養成講座については、新型コロナウイルス感染症により積極的な周知を控えていたこともあり、開催には至っていません。認知症の啓発のために周知に務め、拡大していく必要があります。また、認知症当事者(家族含む)が語り合う場がないことが課題となっています。

② 認知症の予防

＜進捗状況＞

新型コロナウイルス感染症により既存のグループへの積極的関与を控えており、新規グループの立ち上げの周知も実施していません。令和5年度は理学療法士や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職を派遣し、介護予防活動の必要性について理解を深めました。

認知症に特化はしていませんが、誰もが気軽に集える地域住民の交流の場として、町内5か所でコロナの感染拡大状況をみながら、地域カフェを開催しています。（月1～2回程度）

新型コロナウイルスの感染拡大状況をみながら、既存の事業を実施しました。また、自主グループの支援にも努めました。

＜実施状況＞

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域カフェ開催状況	回	16	6	13

＜問題点・課題＞

各地区ごとに身近に通えるサロン等、通いの場がありません。

現在活動しているサークルや地域カフェ等の参加メンバーは固定されています。コロナ禍を機に参加者が減少し、新たな参加者も増えない状況です。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

＜進捗状況＞

認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームは配置していますが、実際の活動には至っていません。

認知症ケアパスを作成し、改訂も行いました。チームとしての活動はありませんが、総合相談等で随時対応し、必要なところにつなげています。認知症の人に限らず、個人に合った介護サービスが提供できるよう、本人・家族と相談しながら支援しています。

＜問題点・課題＞

人材不足により、認知症に特化した活動ができていません。また、認知症の人とその家族が参加している集まりはありません。

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

<進捗状況>

認知症の方への個別対応は随時行っていますが、ネットワークの構築や体制整備を行うまでには至っていません。

<問題点・課題>

チームオレンジや地域での見守り体制等の構築のために、まずは認知症サポーターの数を増やし、チームの担い手となる人材の確保に努める必要があります。そのために、一層周知に努める必要があります。

⑤ 認知症高齢者支援対策の推進

<進捗状況>

新型コロナウイルス感染症により積極的な周知等もしなかったため、令和2年度より講座の開催はありません。

地域ケア会議においては、講座資料の改訂を行いました。認知症に関する相談に応じ、医療機関やケアマネジャーにつなげています。

<問題点・課題>

認知症高齢者の家族への支援が十分にできていません。

<2> 快適で安心なまちづくりの推進

(1) 支えあい活動の拡充

<進捗状況>

令和元年度より地域見守り協力員制度を開始しています。地域の民生児童委員と連携して、地域での見守り活動、声掛け運動を行っています。

地域の一人暮らし高齢者の異変を早期に発見し、状況の悪化を未然に防ぐことができます。

＜実施状況＞

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力員数	人	30	30	30

＜問題点・課題＞

協力員の高齢化及び新規会員の獲得が課題となっています。

（２） 人にやさしいまちづくりの推進

＜進捗状況＞

高齢者、障害者に限らず、様々な人の活動に配慮した環境の整備が求められており、町全体での環境整備に努めました。

（３） 安心・安全なまちづくり

① 地域安全・安心活動

＜進捗状況＞

各地区の民生児童委員の協力のもと、地域の高齢者や障害者といった災害発生時に支援が必要と思われる方の把握及び避難行動要支援者台帳への登録促進を行いました。また、令和元年度の台帳情報のシステム化により、要支援者の情報をリアルタイムで反映できるようにしました。

対象者の把握や制度の周知など一定の成果は上がっています。

＜問題点・課題＞

今後は、上記の台帳情報を基に、災害発生時における具体的な支援について、各種関係機関・関係団体との連携、検討が必要です。

② 日高町社会福祉協議会の活動支援

＜進捗状況＞

令和元年度より地域見守り協力員制度を開始しています。ボランティア団体として、地域での見守り活動声掛け運動を行っています。

(4) 高齢者外出支援

<進捗状況>

平成28年度には、追加交付の販売も開始し、対象者1名につき一冊12,000円分の助成券を10,000円で購入することができるようになりました。

平成30年度からは追加交付の制限をなくし、対象者1名につき何冊でも購入することができるようになり、日高町福祉タクシー券助成事業との併用も可能としました。令和3年度からは、2冊目以降の購入金額を8,000円に引き下げ、利用者の負担軽減を図りました。

令和5年度から65歳以上74歳以下の運転免許を保有しない方も対象と拡充を行い、令和5年12月から追加購入分について3,000円分を2,000円で購入できるように小口販売を開始しました。

<実施状況>

項目名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外出支援	対象者	人	1,311	1,304	1,350
	利用者	人	720	736	740

<問題点・課題>

利用者の方には概ね好評ですが、町民の方が主に利用する大型スーパーや病院といった施設が隣町の御坊市に集中しているため、住んでいる地区によっては1回の移動距離が長くなります。また、バス路線のない地域もあり、タクシーでの移動となると利用料金が高額となり、無料交付分(12,000円)がすぐになくなってしまおうとの声があります。

目標3. 生活支援サービスの充実

<1> 地域支援事業による生活支援の推進

(1) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

<進捗状況>

地域の高齢者の様々な相談を受け、適切な制度やサービスにつなぎ、継続的にフォローを行いました。

広報誌等により相談窓口の設置について周知しました。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者の総合相談事業	件	110	117	115
高齢者の権利擁護に関する対応件数	件	2	6	5

<問題点・課題>

相談内容が複雑で複数回の面接を行う必要があり、解決に時間を要しました。

2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<進捗状況>

困難ケースの課題の背景には複数の要因が存在していることが多く、時間をかけてケアマネジャーとともに取り組みました。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	件	4	4	1

(2) 任意事業

① 家族介護支援事業

<進捗状況>

紙おむつ支給事業の交付要件に該当する申請者に、3,000円/月（申請月から年度末まで）の助成券を交付しました。

広報等を通じて周知に努めています。家族の介護負担軽減につながっていると考えています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紙おむつ支給事業	人	16	17	20

<問題点・課題>

町内の取扱い店舗が少なく、指定事業所は3事業所となっています。

（ホームセンターコメリ、北出薬局、ヘルパーステーションあさがお）

② 成年後見制度等利用支援事業

<進捗状況>

成年後見制度についての相談を受付、制度利用につながるように支援を行いました。

今後は、地域共生社会の実現に向け、住み慣れた地域で本人らしい生活を継続できるように成年後見制度の取組を実施していくための計画を進めます。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町長申立件数	人	0	0	1

③ 徘徊高齢者位置探索サービス事業

<進捗状況>

当町の被保険者であり介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護または要支援に該当し、徘徊高齢者を在宅で介護している家族等で介護保険料の滞納がない世帯の家族にGPS端末の貸与及び利用料金の助成を行っています。

GPS端末の貸与が令和3年度までは継続で2名いましたが、死亡により令和4年度から1名となっています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	人	2	2	1

<問題点・課題>

被保険者へGPS端末を装着した場合、外出時に捨ててしまうことがあります。問い合わせは数件ありますが、利用まで至らず、ここ数年新規の利用者はいない状況です。

④ 見守りサービス事業

<進捗状況>

日高町社会福祉協議会に委託している配食サービスを活用し、配達時に高齢者の状況を確認しています。不在になるときは連絡をしてもらいます。

これまで、一人暮らしの方で宅内で死亡しているのを発見したことがありました。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数(月平均)	人	30	30	23
利用者数(延べ人数)	人	3,053	2,751	2,444

<問題点・課題>

登録者数が減少傾向にあります。

<2>生活を支える福祉サービスの充実

(1) 自立を支援するサービス

① 生活管理指導員派遣

<進捗状況>

平成29年4月より、要介護認定を受け「非該当」と認定された方が利用となっています。在宅で生活していくために必要なサービスを提供することで、在宅生活を維持することができます。

令和2年度以降、利用はありません。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活管理指導員派遣訪問介護	人	0	0	0

<問題点・課題>

介護保険、訪問介護の支援内容となっています。

② 生活管理指導短期入所

<進捗状況>

概ね65歳以上の要介護認定で自立または要支援と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方などの利用があります。

認知症が疑われる徘徊での利用がありました。養護老人ホームへの入所が決定するまでの利用がありました。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活管理指導短期入所	人	0	1	1
	日	0	15	16

③ 居宅改修補助事業

<進捗状況>

利用実績はありませんでした。

(2) ひとり暮らし等を支援するサービス

① 緊急通報装置設置

<進捗状況>

本人及びご家族、ケアマネジャーからの声掛けにより、本人承諾のもと、設置しています。設置から日々の見守りまでを委託業者に委託しています。

令和4年度10月より、大阪ガスセキュリティサービスに委託業者を変更しています。

また、令和6年1月より緊急通報装置設置者を対象にキーボックスの貸与も行っています。

<利用実績>

項目名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
緊急通報装置設置	新規	件	5	8	5
	延	件	60	63	52
	廃止	件	10	5	16

<問題点・課題>

前委託先では、駆けつけ業者が近くにあったため、すぐに駆けつけてくれていました。大阪ガスセキュリティサービスに変更したことで、駆けつけ業者も業務を終了したことにより、委託業者の駆けつけがなくなり、緊急通報から消防への出動依頼が多発しましたが、設置者への適切な使用の呼びかけにより、消防への出動依頼がなくなりました。

(3) 介護保険以外の施設サービス

① 養護老人ホーム

<進捗状況>

生活環境、経済的理由等により居宅での生活が困難である方を入所措置しています。

<利用実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護老人ホーム入所者	人	11	11	13

目標4. 介護保険事業の推進

<1> 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス

令和4年度時点で計画値を上回っているサービスは、「訪問介護」「訪問看護」「介護予防訪問看護」「介護予防訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」「介護予防通所リハビリテーション」「短期入所療養介護（老健）」「介護予防福祉用具貸与」「住宅改修費」「介護予防特定施設入居者生活介護」「介護予防支援」となっています。

計画値を最も下回っているのは、「訪問入浴介護」（22.8%）、次いで「介護予防短期入所生活介護」（33.9%）となっています。

「短期入所療養介護（病院）」は計画されていませんでしたが、令和3年度に利用がありました。

<利用実績>

	項目名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護	給付費	千円	計画値	57,376	45,162	46,108
			実績値	37,139	42,523	54,040
			達成率	64.7%	94.2%	117.2%
訪問入浴介護	給付費	千円	計画値	1,269	2,899	2,901
			実績値	787	949	661
			達成率	62.0%	32.7%	22.8%
介護予防訪問入浴介護	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	—	—	—
訪問看護	給付費	千円	計画値	16,751	11,616	11,644
			実績値	12,413	8,911	13,155
			達成率	74.1%	76.7%	113.0%
介護予防訪問看護	給付費	千円	計画値	1,689	1,222	1,228
			実績値	1,256	1,622	1,418
			達成率	74.4%	132.7%	115.5%
訪問リハビリテーション	給付費	千円	計画値	873	6,927	7,073
			実績値	4,913	5,026	3,009
			達成率	562.8%	72.6%	42.5%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	千円	計画値	3,013	581	582
			実績値	946	847	613
			達成率	31.4%	145.8%	105.3%

	項目名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅療養管理指導	給付費	千円	計画値	2,767	2,791	2,966
			実績値	2,607	2,608	2,272
			達成率	94.2%	93.4%	76.6%
介護予防居宅療養管理指導	給付費	千円	計画値	546	0	0
			実績値	206	195	322
			達成率	37.7%	—	—
通所介護	給付費	千円	計画値	121,281	124,865	126,254
			実績値	116,841	104,742	85,893
			達成率	96.3%	83.9%	68.0%
通所リハビリテーション	給付費	千円	計画値	18,503	6,216	6,220
			実績値	7,302	9,355	10,078
			達成率	39.5%	150.5%	162.0%
介護予防通所リハビリテーション	給付費	千円	計画値	2,658	1,925	1,927
			実績値	1,949	1,475	2,197
			達成率	73.3%	76.6%	114.0%
短期入所生活介護	給付費	千円	計画値	85,937	59,001	60,372
			実績値	54,626	52,198	41,862
			達成率	63.6%	88.5%	69.3%
介護予防短期入所生活介護	給付費	千円	計画値	232	623	623
			実績値	997	396	211
			達成率	429.7%	63.6%	33.9%
短期入所療養介護(老健)	給付費	千円	計画値	5,254	1,514	1,530
			実績値	5,232	4,786	2,334
			達成率	99.6%	316.1%	152.5%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	—	—	—
短期入所療養介護(病院)	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	129	1,071	0
			達成率	—	—	—
福祉用具貸与	給付費	千円	計画値	27,759	13,321	13,364
			実績値	14,254	12,699	12,086
			達成率	51.3%	95.3%	90.4%
介護予防福祉用具貸与	給付費	千円	計画値	2,704	1,630	1,630
			実績値	1,672	1,932	2,217
			達成率	61.8%	118.5%	136.0%
特定福祉用具販売	給付費	千円	計画値	2,428	695	695
			実績値	617	748	604
			達成率	25.4%	107.6%	86.9%

	項目名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定介護予防福祉用具販売	給付費	千円	計画値	425	0	0
			実績値	332	210	335
			達成率	78.1%	—	—
住宅改修費	給付費	千円	計画値	1,719	2,183	2,183
			実績値	2,326	1,653	2,300
			達成率	135.3%	75.7%	105.4%
介護予防住宅改修費	給付費	千円	計画値	1,492	0	0
			実績値	1,525	1,210	1,954
			達成率	102.2%	—	—
特定施設入居者生活介護	給付費	千円	計画値	56,795	81,718	81,763
			実績値	60,673	65,687	67,677
			達成率	106.8%	80.4%	82.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	千円	計画値	14,681	2,191	2,192
			実績値	3,980	4,634	6,606
			達成率	27.1%	211.5%	301.4%
居宅介護支援	給付費	千円	計画値	42,483	32,411	32,429
			実績値	31,898	30,691	28,893
			達成率	75.1%	94.7%	89.1%
介護予防支援	給付費	千円	計画値	3,987	2,369	2,475
			実績値	2,268	2,463	2,613
			達成率	56.9%	104.0%	105.6%

(2) 地域密着型サービス

令和4年度の実績をみると、「認知症対応型共同生活介護」と「小規模多機能型居宅介護」については、計画値の2倍程度の利用となっています。

「夜間対応型訪問介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」については、事業所がなく計画値が見込めない状況です。

<利用実績>

	項目名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症対応型通所介護	給付費	千円	計画値	6,813	19,835	19,846
			実績値	15,811	12,345	11,833
			達成率	232.1%	62.2%	59.6%
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	給付費	千円	計画値	10,103	3,099	3,101
			実績値	4,271	5,888	5,906
			達成率	42.3%	190.0%	190.5%
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	給付費	千円	計画値	17,371	6,185	6,188
			実績値	6,691	11,933	14,259
			達成率	38.5%	192.9%	230.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	—	—	—
夜間対応型訪問介護	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	千円	計画値	0	0	0
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
地域密着型通所介護	給付費	千円	計画値	13,828	28,991	28,789
			実績値	20,008	18,254	17,017
			達成率	144.7%	63.0%	59.1%

(3) 施設サービス

令和4年度をみると、「介護老人福祉施設」と「介護老人保健施設」は9割以下の利用となっています。「介護医療院」は圏域に対象施設はありませんが、令和4年度には利用実績があります。

<利用実績>

	項目名	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設	給付費	千円	計画値	246,349	249,770	249,908
			実績値	235,712	225,721	213,795
			達成率	95.7%	90.4%	85.5%
介護老人保健施設	給付費	千円	計画値	70,364	111,899	111,961
			実績値	77,912	87,941	92,569
			達成率	110.7%	78.6%	82.7%
介護医療院	給付費	千円	計画値	4,244	0	0
			実績値	0	0	565
			達成率	—	—	—

(4) 介護保険サービスの質の向上

① 関係機関等との連携

<進捗状況>

年1回会議を開催して、地域密着型サービスの状況報告、及び事業所の指定や更新についてご意見をいただいています。

<活動実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域密着型サービス運営委員会	回	1	1	1

② 要介護認定

<進捗状況>

認定調査は町が実施し、2次審査は御坊広域行政事務組合が行っています。県外など調査対象が遠方におられる場合は、認定調査を外部委託しています。

新規申請者への訪問調査は町が実施しており、調査員の研修も毎年受講しています。

<活動実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定件数	人(年)	314	370	390
調査件数	人(委託件数)	308(80)	387(96)	412(78)

<問題点・課題>

医師の意見書等、書類の不備や遅延により、認定が遅れてしまうことがあります。

③ 施設における生活環境の向上<進捗状況>

施設利用者からの苦情を受付、今後の支援について検討しています。

④ 情報提供・相談<進捗状況>

在宅でのサービス利用等における苦情を受付、今後の支援について検討しています。

<活動実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情件数	件	2	0	1

⑤ 事業者の指定及び管理・指導<進捗状況>

事業所の新規、更新の指定について、新規指定で県や近隣市町村と重複する事業所について、合同で現地調査を行いました。

令和4年度に町内の総合事業サービス提供事業所について、県と合同で実地指導を行いました。

<活動実績>

項目名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地指導	件	0	0	1

<問題点・課題>

実地指導等の人員体制やスキル不足のため、県と合同で実地指導を行っています。

<2>介護給付適正化と介護人材の確保

(1) 介護サービスの適正な給付

① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

<進捗状況>

新規・変更申請は町職員により直営で実施しています。更新申請の一部は日高町社会福祉協議会など、また遠方に住んでいる方についても委託していますが、内容の点検は町職員が行っています。

<活動実績>

	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分変更申請	件	目標値	30	30	30
		実績値	41	48	31
		達成率	136.7%	160.0%	103.3%
更新申請	件	目標値	400	500	500
		実績値	169	239	262
		達成率	42.3%	47.8%	52.4%

② ケアプランの点検

<進捗状況>

居宅介護支援事業所の担当者との面談により、ケアプラン点検を実施しています。令和3年度は実施できませんでしたが、ほぼ毎年度ケアプラン点検を実施しています。

<活動実績>

	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ケアプラン	件	目標値	5	5	5
		実績値	3	0	2
		達成率	60.0%	0.0%	40.0%

<問題点・課題>

令和3年12月で居宅介護支援事業所が1事業所廃止となり、町内で居宅介護支援事業所が1事業所となりました。

③ 住宅改修等の点検

<進捗状況>

書面による検査を実施しています。

<活動実績>

	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
住宅改修	件	目標値	3	3	3
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
福祉用具購入	件	目標値	5	5	5
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
福祉用具貸与	件	目標値	5	5	5
		実績値	0	0	0
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

<問題点・課題>

担当者のスキル不足等のため、訪問等によるサンプル調査は、実施できていません。

④ 医療情報との突合・縦覧点検

<進捗状況>

縦覧点検は和歌山県国民健康保険団体連合会に委託し、毎月1回実施しました。医療情報との突合は、3か月に1回、和歌山県国民健康保険団体連合会から提供されるリストを基に事業所へ確認しています。また、必要に応じて過誤申立を行っています。

<活動実績>

	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
縦覧点検	件	目標値	360	360	360
		実績値	267	532	531
		達成率	74.2%	147.8%	147.5%

<問題点・課題>

年々増加する介護保険サービスの利用者に対する適正利用を促進し、不適切な介護給付を抑制することにより、持続可能な介護保険制度を確保していく必要があります。

⑤ 介護給付費通知

<進捗状況>

通知書の作成は和歌山県国民健康保険団体連合会に委託しています。年4回（5月、8月、11月、2月）介護給付費通知の送付を行いました。

介護給付費通知の記載内容について、領収書等と比較して利用者負担額の確認ができるようになり、疑義があれば問い合わせることができます。

<活動実績>

	単位		令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護給付費通知の送付	通	目標値	1,500	1,500	1,500
		実績値	1,572	1,643	1,618
		達成率	104.8%	109.5%	107.9%

(2) 介護人材の確保・育成

必要な介護人材の確保のため、2025年を見据えつつ、介護職の魅力向上、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に向け、地域の関係者、県と協働で取組の周知に努めました。

第4章 基本理念と基本目標

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 地域包括支援センターと
日常生活圏域の設定
4. 施策の体系

1. 基本理念

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指しています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、様々な面での安心づくりが重要な課題といえます。この安心を支えるためにも、地域包括ケアシステムが機能していくことが重要であり、地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、適切な支援を受けることができるよう包括的な支援体制を整備していきます。

日高町では、これまで、人のぬくもりを誰もが感じられるあたたかい地域づくりを目指して、第8期では「みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町」を基本理念として施策を展開してきました。第9期計画においても、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて、第8期で目指した「自助」「共助」による助け合いを継続して進めていくために、「みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町」を継承し、町全体で地域共生社会の実現を目指して推進していきます。

<基本理念>

みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町



- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

資料：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告 「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

2. 基本目標

目標1 介護予防と心身の元気づくりの推進

健康づくり事業と連携し、地域包括支援センターにおいて、地域支援事業による高齢者を対象とした介護予防事業を一層推進するとともに、高齢者の生きがいがづくり、社会参加の促進を図ります。元気な高齢者を地域に活かす仕組みづくりなど、高齢者を支え、高齢者が活躍する場のさらなる拡充を目指します。

目標2 支えあう地域づくりの推進

地域共生社会を実現していくためには、「自助」を促すとともに、住民同士がお互いに支えあう「共助」が機能する地域社会を構築していく必要があります。このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会、住民、関係団体等による地域ネットワークの機能充実を図り、みんなで支えあう地域づくりを推進していきます。

目標3 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、サービスを必要とする高齢者に的確に介護サービスや福祉サービスが提供されるよう、サービスの量、質、提供体制の充実を図る必要があります。このため、包括的支援事業・任意事業を含めた各種サービスの提供や相談支援の充実等を推進します。

目標4 介護保険事業の推進

介護保険サービスはもとより、引き続き予防重視型の介護保険サービス、地域の実情にあわせた介護保険サービスの推進を図ります。

また、高齢者と地域が介護保険に関する理解をさらに深めるとともに、介護保険事業の適切な運用を目指します。

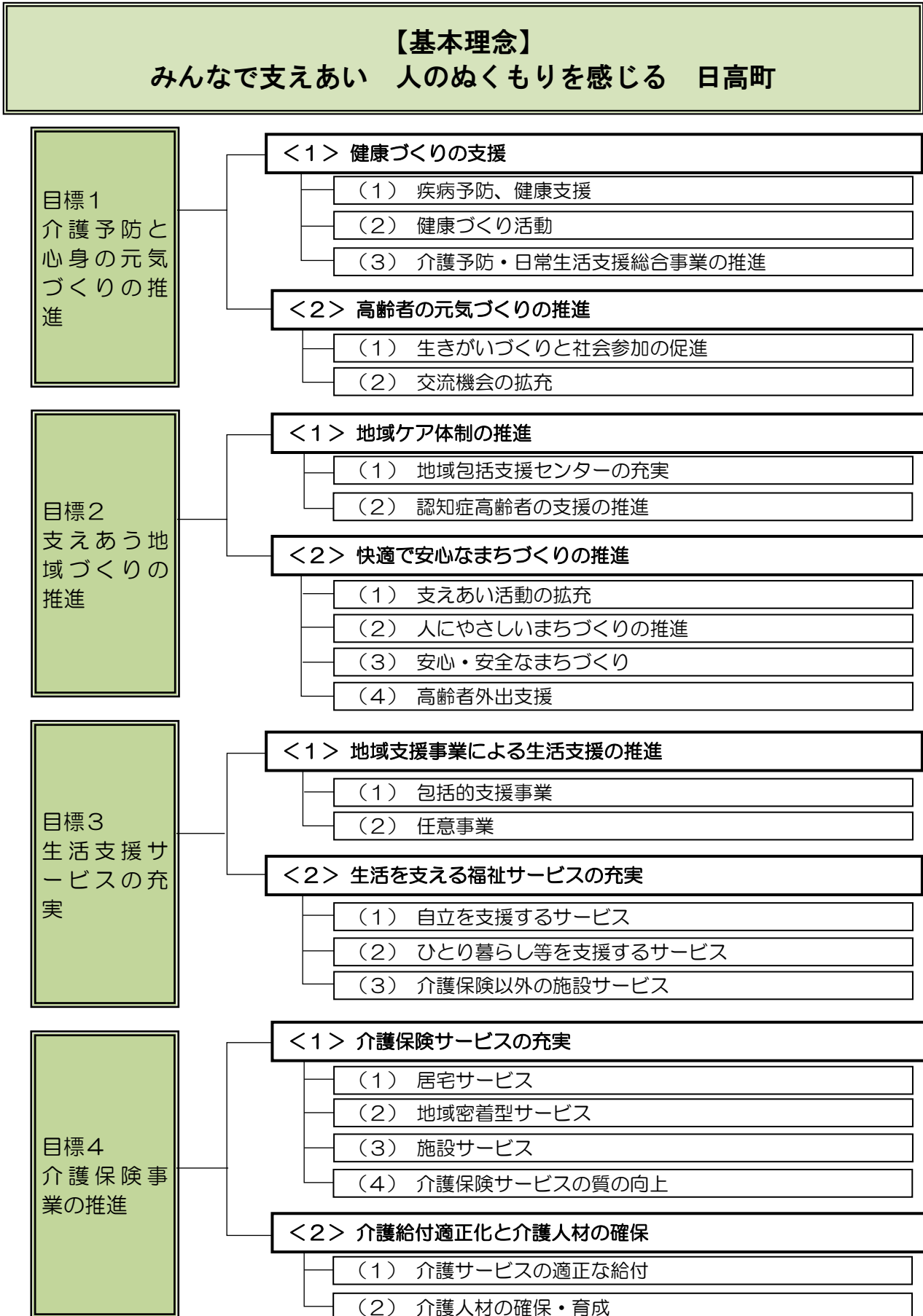
3. 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定

介護予防と地域に密着した介護保険サービスを住み慣れた地域で利用できるようにするという観点から、平成 18 年度から介護サービス基盤の整備単位として「日常生活圏域」を設定し、地域包括支援センターを設置して地域支援事業を実施しています。

本町では、平成 18 年度より日高町地域包括支援センターを直営で1か所設置し、同センターでは必須事業として包括的支援事業と指定介護予防支援事業を行っています。要支援者のケアプラン作成は、指定居宅介護支援事業所に一部委託して実施し、介護予防事業は介護予防事業サービス事業所に委託して連携と調整を図りながら実施しています。日常生活圏域については、地理的条件、人口・交通事情などの社会的条件、公的介護施設の整備状況、その他地域の実情を勘案する必要があり、町内全域を1圏域と設定しています。

本計画期間においては、現行の地域包括支援センターの体制と日常生活圏域の設定を継続して実施します。

4. 施策の体系



第5章 施策の展開

- 目標1. 介護予防と心身の元気づくり
の推進
- 目標2. 支えあう地域づくりの推進
- 目標3. 生活支援サービスの充実
- 目標4. 介護保険事業の推進

目標1. 介護予防と心身の元気づくりの推進

<1> 健康づくりの支援

(1) 疾病予防、健康支援

① 健康手帳の交付

特定健診や特定保健指導等の記録、その他健康の保持増進のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を受けられるよう40歳の方に交付しています。また、それ以外の方には健診受診時等に随時交付しています。健康手帳の交付は、平成20年度から健康増進法において実施しており、住民に活用してもらえる手帳となるように、配布・活用の方法を検討して進めていきます。

② 健康教育

各地区の老人クラブ会員を対象とした健康教育を健康相談と同時に実施しています。一般住民対象の健康教育については、健康増進法に基づき、生活習慣改善目的の運動教室等を実施しています。

今後も、介護予防、高齢者の健康の保持・増進のため、継続して実施します。

③ 健康相談

高齢者の健康相談の機会としては、各地区老人クラブ会員を対象に開催しています。健康相談は健康増進法に基づき、一般住民を対象に実施しています。

④ 健康診査事業

町では、40～74歳の国保加入者には、集団健診と医療機関での個別健診を併用した特定健診を実施しています。75歳以上の住民については、後期高齢者医療制度における健診を集団健診や医療機関で行っています。また、特定健診の受診結果で生活習慣の改善が必要な方を対象に、特定保健指導を実施しています。町で実施している特定健康診査は40～74歳の国保加入者であることから、継続して健診体制や周知方法を検討して受診を勧奨します。

歯周疾患検診は 40～70 歳の節目健診時に実施しており、継続して実施します。

⑤ がん検診

がんは死因で最も多いことから、平成 19 年度にがん対策基本法が施行され、国・県で目標が掲げられています。平成 20 年度からは健康増進事業として実施しており、早期発見することにより、がんによる死亡率を減少させることを目的に実施しています。平成 27 年度から委嘱している健康推進員の協力を得て、がん検診の受診率向上を目指します。

⑥ 訪問指導

平成 20 年度より健康増進事業の一環として、64 歳以下の訪問指導は、がん検診の要精検者やその他訪問指導が必要な方に対して保健師が実施しています。

今後も、保健指導が必要な方々の生活習慣等を踏まえて、効果的な指導ができるように取り組みます。

⑦ 災害や感染症対策

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域防災計画や地域福祉計画に基づき、高齢者支援体制の構築に取組、介護サービス事業者に対して、高齢者支援に係るマニュアルの整備等、対応意識の醸成や体制の整備を進めるよう指導に努め、介護事業所等と連携し、マスクや消毒液、その他の感染症対策に必要な物資を備蓄、管理するよう、介護事業所等に対して周知啓発を図り、国や県の協力も受けながら必要な支援を行ってまいります。

また、65 歳以上の高齢者を対象にした予防接種として、インフルエンザワクチン接種の費用を一部助成し、成人用肺炎球菌ワクチンについては全額助成してまいります。

(2) 健康づくり活動

① 住民の自主的な健康づくり活動の支援

健康推進員を委嘱し、健診受診勧奨、町健康づくり事業への参加、住民への開催案内配布及び参加の呼びかけにより、「住民の生活習慣病の発症」「重症化」を予防し、介護保険、医療保険の利用を抑制することを目指します。

食生活改善推進協議会では、住民の生涯における健康づくりを目指して、子どもから高齢者までが健全な食生活を実践できるよう幅広く食育活動を行っています。地域の健康づくりのリーダーとして、自主的な活動が定着するように支援します。

② 「健康日高 21」に基づく健康づくり活動の推進

「健康日高 21」に基づき、健康づくり事業を展開するとともに、地域の特性を活かした行事、啓発、健康づくり等の取組を推進していきます。

また、心の健康づくり、自殺予防対策などについて啓発に努めます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

■通所型サービス

従前の予防給付のサービスを継続するとともに、サービス事業所が新たな緩和型に対応できれば緩和型に対しても柔軟に検討していきます。

■訪問型サービス

従前の予防給付のサービスを継続するとともに、サービス事業所が新たな緩和型に対応できれば緩和型に対しても柔軟に検討していきます。

■介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援）

予防給付（対象：要支援1・2）に関するケアマネジメントは、地域包括支援センターが中心に実施し、一部を居宅介護支援事業所に委託しています。今後も関係機関との連携に努め、介護予防支援を実施していきます。

② 一般介護予防事業

■介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を65歳以上の高齢者に広く普及し、実践につなげることが重要であることから、介護予防に関するリーフレットを集団健診案内文や65歳到達者への介護保険被保険者証郵送時に同封したり、高齢者の訪問時に介護予防に関する啓発を行ったりしています。

■地域介護予防活動支援事業・住民主体の通いの場

通所型の運動器の機能向上の教室を開催しており早期から介護予防に取り組めるよう教室への参加を勧めています。運動教室修了者については継続して介護予防に取り組めるよう、サークル活動を支援しています。また、高齢者が身近な場所での運動の機会や地域での交流の場づくりを目的に「いきいき百歳体操」グループをできるだけ多くの地区で立ち上げることを目指しています。今後も早期から自主的な介護予防の取組が実践できるよう啓発に努めます。

<目標>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「いきいき百歳体操」グループ数	グループ	7	8	9

<2> 高齢者の元気づくりの推進

(1) 生きがいつくりと社会参加の促進

① 生涯学習活動・スポーツ・レクリエーション活動

多くの高齢者が意欲的な学習活動を行っており、高齢者が共に学び、教えたり教えられたりする場面もみられるようになりました。このように何か関心を持って様々な学習活動やゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフなどのスポーツ・レクリエーション活動に参加する高齢者は活動的で元気であり、さらに活躍の場を広げて地域にも元気を分けてくれるはずです。

このため、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動に多くの高齢者がさらに参加し、意欲的な活動ができるように支援し、学習の成果ややる気を地域に活用する範囲が広がるように取り組みます。

② 老人クラブなどの育成・補助

高齢者の健康づくり、地域交流活動を行っている単位老人クラブと老人クラブ連合会に、活動費の補助をして支援しています。令和4年度末で20クラブ、会員数は1,561人となっています。今後も、活動の幅を広げられるように支援していくとともに、参加のきっかけづくりに取り組みます。

③ その他行事・地域での活動

敬老会は、例年1,800人前後の高齢者が参加の対象となっており、継続して実施できるように取り組みます。

また、健康づくりや地域づくりなど様々な活動に高齢者の参加ができるよう気軽に過ごせる「ふれあいの場」づくりや高齢者の外出支援などもあわせて検討していきます。

(2) 交流機会の拡充

高齢者が子や孫世代とともに過ごすことは、高齢者だけでなく他の世代にも大切なことです。高齢者と他の世代が交流をし、共に活動できる場を様々な場面で拡充できるように努めます。今後は、地域での活動を支援するとともに、高齢者が気軽に集まれる場の拡充を促進します。

目標2. 支えあう地域づくりの推進

<1> 地域ケア体制の推進

(1) 地域包括支援センターの充実

① 医療サービスとの連携

町内及び近隣市町の医療機関と連携して、医療分野と福祉分野の連携を深め、介護保険の訪問看護の充実、介護予防の啓発を行います。

② 新しい地域密着型サービスの導入の検討

24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）が、平成24年度から地域密着型サービスに創設されました。近隣市町にサービス提供事業者がなく、サービス提供の予測ができないことから、第9期計画期間における利用量は見込まないものとします。今後は、継続的利用者のニーズと事業者の参入意向を把握しながら、サービスの必要性等を検討します。

③ 相談体制の充実

地域包括支援センターが総合相談窓口として適切な対応に努めるとともに、他の相談窓口からの相談をつなげる役割を担います。あわせて、高齢者とその家族に相談窓口の周知を図ります。

また、中学生や高校生などの若年者が家族介護にあたっている、いわゆるヤングケアラーが抱える諸問題について、全世代型社会保障の構築を進める観点から、家庭における介護の負担軽減のための取組を進めることが重要になります。そのため、相談体制の充実を図るとともに、実態を把握し支援の手が届くよう、介護者が安心感を持てる相談・支援体制の強化を図っていきます。

④ 高齢者虐待への対応強化

虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組んで

いきます。また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト※等の防止についても取組、高齢者虐待への対応を強化していきます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」などとなっています。養介護施設等に対して、老人福祉法や法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求めることが重要となるため、県と協働して養介護施設従事者等による虐待の防止に取り組んでいきます。

※セルフ・ネグレクト：介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっていること。

⑤ 関係機関とのネットワークづくり

医療機関やケアマネジャーなど、関係機関との連携を図ります。また、令和3年度より、75歳以上のひとり暮らしの方を対象に、疾病等による救急搬送時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを希望者に配布し、救急隊員がすぐに取り出し活用できるよう、冷蔵庫の扉等に設置しておくことで、迅速な救急活動につなげます。

(2) 認知症高齢者の支援の推進

認知症は全国的に増加傾向にあり、本町においても認知症高齢者は増加していくものと想定され、認知症高齢者とその家族の生活を支える体制づくりが重要となります。

以下の①～⑤までをはじめとする認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、地域づくりやその他の認知症に関連する施策と有機的に連携した取組としていくため、関係部門と連携しながら、総合的に取り組んでいきます。

また、「認知症施策推進大綱」の対象期間は令和7（2025）年までの6年間であり、令和4（2022）年は策定3年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われました。

今後は、中間評価の結果も踏まえ、「認知症施策推進大綱」の考え方を踏まえた施策を進めることが重要になります。また、令和5（2023）年に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していくこととなります。

① 普及啓発・本人発信支援

- 1) 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等に対する養成講座の拡大
- 2) 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）などの機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組実施（認知症の人本人からの発信の機会の拡大も含む）
- 3) 相談先の周知（認知症ケアパスの積極的な活用やホームページ等への掲載等）
- 4) 認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施等を通じた本人の意見の把握、施策の企画・立案、評価への本人視点の反映

② 認知症の予防

- 認知症の予防に関する調査研究の推進及び高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等の拡充や通いの場等におけるかかりつけ医・保健師・管理栄養士等の専門職による健康相談等の認知症予防に資する可能性のある活動の推進

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 1) 医療・ケア（早期発見・早期対応）
 - 認知症地域支援推進員の活動の推進（「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施等）
 - 認知症初期集中支援チームの活動の推進（認知症が疑われる人や認知症の人及

びその家族への訪問、観察・評価、対象者を適切な医療・介護サービスにつなぐ等の初期の支援の実施等)

2) 介護サービス

○認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保

3) 介護者等への支援

○認知症カフェを活用した取組、家族教室や家族同士のピア活動等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

1) 認知症バリアフリーの推進

○地域での見守り体制や検索ネットワークの構築（認知症サポーター等による認知症の人の見守り活動、近隣市町村との連携、ICT を活用した検索システムの活用等）

○チームオレンジ等の構築（認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの構築）

2) 若年性認知症の人への支援・社会参加支援

○認知症地域支援推進員による若年性認知症を含めた認知症の人の社会参加活動の体制整備や、介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動の導入支援

⑤ 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者対策について、近年は介護予防や健康づくりの講座に認知症予防を取り入れて実施するなど啓発を行っています。認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、地域で関わる人を増やしていくことや、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の啓発に努め、地域で認知症を理解し、支える活動につなげていきます。

圏域内のひだか病院は、県の認知症疾患医療センターとして、鑑別診断及び急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修等を行い、地域における認知症疾患の拠点となっており、町行政、保健医療・介護機関等と連携が図られてきています。

認知症のある高齢者、家族等を支える取組については、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について周知を図り、相談窓口等での適切な対応に努めます。

<目標>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	回	3	3	3

<2> 快適で安心なまちづくりの推進

(1) 支えあい活動の拡充

日高町社会福祉協議会や地域見守り協力員等と連携し、地域住民への見守り活動や声かけ活動など、元気な高齢者が見守りの必要な高齢者を支える取組、自治会（区）活動、老人クラブ活動などを巻き込みつつ、地域のひとり暮らし高齢者を地域で支えあいながら、気軽に集まれる居場所づくり等を検討してまいります。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者、障害者に限らず、あらゆる人が障壁（バリア）に妨げられることなく生活し、活動できるように様々な人々の活動に配慮した環境の整備（まちのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン※化）の整備促進に努めます。

※ユニバーサルデザイン：年齢、障害の有無、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(3) 安心・安全なまちづくり

① 地域安全・安心活動

交通安全、防犯、防災対策は、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常的な見守り活動が、自らの生活を守ることと再認識されるようになりました。高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加する中、高齢者自身の意識に働きかけるとともに、民生児童委員等地域との連携を図りながら、見守り活動が効果的に展開できるように取り組みます。

高齢者だけの世帯では、災害等への不安が増大していることが考えられるため、高齢者や障害者など災害時に支援が必要な高齢者の対策を、日高町地域防災計画に基づき推進します。また、災害時に支援が必要な高齢者・障害者等の状況の把握に努めます。

② 日高町社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の拠点である日高町社会福祉協議会は、多様な活動・事業を展開しています。このような地域の活動はますます重要度が増しており、今後も広く住民の理解と参加促進に取り組みます。そのためにも、福祉の心を育て、実践するボランティアの育成が特に重要です。今後も、小中学生のボランティア活動をはじめ、ネットワーク推進活動等の支えあい活動の連携を図りながら促進します。

あわせて、高齢者のことを知り、温かい心で人と接することができるように、ボランティア活動や福祉教育の推進活動を支援します。

(4) 高齢者外出支援

高齢者が住み慣れた日高町で元気に安心して暮らせるように、75歳以上の高齢者を対象に、バスまたはタクシー運賃を年額12,000円分の助成を行う、高齢者外出支援事業を実施しています。通院や買物等にも活用されており、外出支援と買物弱者対策として検討しながら継続して実施します。

目標3. 生活支援サービスの充実

<1> 地域支援事業による生活支援の推進

(1) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が介護保険に関する内容、または権利擁護など介護保険以外の内容について様々な形で相談でき、支援できるように対応に努めています。相談件数は増加しており、高齢化の進行や相談内容の複雑化などが見込まれることから、地域のネットワークづくりを進め、地域の中で連携できる体制の拡充を図ります。

高齢者の虐待防止や権利擁護に関する相談及び対応について、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。また、成年後見制度の利用に向け、支援体制の整備と広報機能や相談機能の充実を図り利用に向け取り組みます。

2) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等を行います。

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーの後方支援を行うことを目的として、ケアマネジャーへの個別相談や困難ケースの助言等を行っており、今後も継続して実施します。

4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サ

ービス等適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

② 社会保障充実分

市町村は包括的支援事業（社会保障充実分）として、「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議推進事業」のそれぞれの取組について、一体的・包括的に推進することが求められています。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に在宅医療と介護を一体的に提供するために、日高在宅医療サポートセンターを中心に医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

■生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターの配置と、多様な主体間の定期的な情報共有や連携、協働による取組を推進するための協議体を設置し、地域による支えあいの体制づくりを支援します。

■認知症総合支援事業

認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、地域づくりやその他の認知症に関連する施策と有機的に連携した取組としていくため、関係部門と連携しながら、総合的に取り組んでいきます。

■地域ケア会議推進事業

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワークの構築・強化につなげられるよう地域ケア会議の充実を図ります。

また、高齢者の生活の質（QOL）を向上させるため、自立支援型の地域ケア個別会議を開催します。年間4回の開催を予定しています。

(2) 任意事業

① 家族介護支援事業

介護を担う家族の身体的・経済的負担を軽減するための事業として、家族介護慰労金の支給と、紙おむつ等支給事業を実施しています。紙おむつ等支給事業は、在宅で介護が必要な高齢者で所得税及び住民税非課税世帯の人を実際に介護している家族を対象に、介護負担の軽減と介護される高齢者等の生活の質の向上を図る目的で実施しており、平成25年度からは支給対象を在宅者に加え、グループホーム・ケアハウス入居者に拡大して実施しています。

一方、家族介護慰労金は国の定める要件に該当する対象者が少ない現状です。

② 成年後見制度等利用支援事業

低所得の高齢者や身寄りのいない高齢者が成年後見制度の申し立てをする場合には、町長が申請することになり、それに係る経費や成年後見人等の報酬の助成を行う事業です。今後の利用を想定して相談や利用に対応できるように努めます。成年後見制度の利用促進については「成年後見制度利用促進計画※」に基づいて推進していきます。

※成年後見制度利用促進計画については、87ページを参照。

③ 徘徊高齢者位置探索サービス事業

徘徊行動のみられる高齢者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としてGPS端末の貸与及び位置情報探索に係る利用料金の助成を行います。

④ 見守りサービス事業

配食サービスを活用し、高齢者の状況を定期的に把握する事業です。今後も継続して実施していきます。

成年後見制度利用促進計画

1. 計画策定の目的

成年後見制度は認知症等により判断能力が十分でない人が成年後見人等を選任することにより、財産管理や権利の保護などを行うための制度です。ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯など、周囲の支援を必要とする人が増加する中で、財産管理や日常生活において支障をかかえ、社会的孤立状態に陥りやすい状況である人を支えるため、権利擁護支援の必要性が高まっています。成年後見制度を必要とする人が適切に制度の利用につながり、権利が守られる地域づくりを目指して、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度利用促進に関する施策を総合的、計画的に推進するために本計画を策定します。

2. 計画の目標

地域共生社会の実現に向け尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指します。

具体的内容

- (1) 中核機関の整備・運営の方針
成年後見制度の相談窓口の設置
- (2) 成年後見制度の周知・広報・啓発活動
広報誌への掲載や相談会を通じ、制度の普及、啓発を行います。また、関係機関へのポスター掲載やパンフレットの配布
- (3) 町長申し立ての適切な実施
後見ニーズのある町民の早期把握・早期発見
- (4) 地域連携ネットワークの整備

3. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画は日高町が主体となり日高町社会福祉協議会や後見実施関係機関等の関係各機関と連携して推進します。

(2) 計画の点検と評価

本計画の推進状況については、制度の利用状況や取組の進捗状況を点検し、課題の整理や改善の取組を行います。その結果を基により効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。

<2> 生活を支える福祉サービスの充実

(1) 自立を支援するサービス

① 生活管理指導員派遣

概ね65歳以上の要介護認定で自立と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方に生活管理指導員を派遣して日常生活を支援するものです。今後の要介護認定の状況等を踏まえ、必要な方が利用できるように継続して実施します。

② 生活管理指導短期入所

概ね65歳以上の要介護認定で自立または要支援と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方、または身体上の障害により日常生活に著しく障害がある方が、短期間入所して支援を受けられるサービスです。原則として1月で7日以内を限度として実施しています。高齢者虐待事例の対応時の利用等も勘案して、継続して利用できる体制を維持します。

③ 居宅改修補助事業

高齢者向け住宅改修に関する相談に応じるとともに、介護保険給付の住宅改修費の限度を超えた居宅改修費を一部助成する居宅改修補助事業を、継続して実施します。

(2) ひとり暮らし等を支援するサービス

① 緊急通報装置設置

概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは障害者のみの世帯に緊急通報装置を設置しています。高齢者世帯の動向を把握しながら、適切な利用を促進します。

(3) 介護保険以外の施設サービス

① 養護老人ホーム

65歳以上で、環境上及び経済的理由（政令で定める者に限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な者、また養護者がいない等の理由で、居宅で生活することが困難な方で町長が適当と認めた場合、入所措置しています。圏域内の養護老人ホームは定員110人で設置されており、日高町の利用者は圏域内の養護老人ホームを利用しています。今後は入所者の高齢化を踏まえ、適切な対応に努めます。

目標4. 介護保険事業の推進

<1> 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行うサービスです。

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

ホームヘルパーが訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行うサービスです。

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行うサービスです。

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

⑥ 通所介護

通所介護施設で入浴や食事の提供や介護、機能訓練、レクリエーション等を行うサービスです。

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを行うサービスです。

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとに行われる介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を受けるサービスです。

⑩ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いす、特殊寝台、歩行補助つえなどの福祉用具を貸し出すサービスです。

⑪ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄などに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、年間10万円を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。

⑫ 住宅改修費／介護予防住宅改修

住み慣れた家で安全に生活するために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行ったときに、20万円を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。

⑬ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

軽費老人ホームなどに入所している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーなどが利用者、家族、関係事業者などと協議して、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成などを行うサービスです。

(2) 地域密着型サービス

① 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練などを行うサービスです。

② 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組みあわせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

③ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で少人数で共同生活をしながら、日常生活上の介護・援助を受けるサービスです。

④ 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行うサービスです。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護の高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、利用者からの通報により、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組みあわせ、一つの事業所が提供する地域密着型サービスです。

⑦ 地域密着型通所介護

定員18人以下の通所介護事業所において、入浴や食事の介護、機能訓練等を日帰りで行うサービスです。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。(原則、要介護3以上の方が入所対象)

② 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを行うなど、家庭への復帰を支援するサービスです。

③ 介護療養型医療施設・介護医療院

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けることができるサービスです。

(4) 介護保険サービスの質の向上

① 関係機関等との連携

平成18年度から地域密着型サービスの指定・指導(監督)は、地域密着型サービス運営委員会を設置し、ご意見をいただきながら、保険者である町が行うこととなっています。

また、地域包括支援センターが中心となってケアマネジャーからの相談や事業者への情報提供等を行っており、連携のネットワークが確立されてきました。今後はさらに、県をはじめとする関係機関や事業者等との連携を図り、情報交換できる体制づくりを進めます。

② 要介護認定

要介護・要支援認定は保険者である町がその責任と権限に基づき、一定の基準により認定する行為であり、制度の根幹をなす重要な業務です。

認定審査会は御坊広域行政事務組合が行っており、短期間で適正な判定ができるように、今後もこれまでの認定調査・審査の体制を確保し、適正な認定業務を推進します。

また、新規申請者への訪問調査は町で実施しており、今後も調査員の研修等に努め、適切な認定業務の推進を図ります。

③ 施設における生活環境の向上

施設利用者が安心して自分の家として施設での生活ができるように、今後も施設利用者の苦情処理体制など、事業者との連携を図りながら取り組みます。

④ 情報提供・相談

利用者からの苦情への対応については、地域包括支援センターを中心に相談等に対応し、必要に応じて国民健康保険団体連合会の相談窓口につなぐ体制を確保しています。今後も、利用者・事業者・ケアマネジャーからの相談への対応、情報提供に努めます。

⑤ 事業者の指定及び管理・指導

居宅介護支援事業所、新しい総合事業サービス提供事業者、地域密着型サービス事業者については、町が指定・監督することとなっており、適切にサービス提供されているかを把握しながら、指定・指導（監督）を行います。

<2> 介護給付適正化と介護人材の確保

(1) 介護サービスの適正な給付

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

第9期からは、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業が3事業に再編されます。

■ケアプランの点検

国が策定する「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用し、居宅介護支援事業所担当者との面談によるケアプラン点検を実施します。また、住宅改修は派遣による現地調査を検討します。福祉用具購入または福祉用具貸与については、書面審査に加えサンプル調査として訪問等による点検を実施します。

なお、ケアプラン点検にあたっては、検証方法として効果的と考えられる以下の3点について優先的に実施します。

- (1) 生活援助の訪問回数が多く占めるものとして届出されたケアプラン
- (2) 区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占めるものとして届出されたケアプラン
(※(1)、(2)は、当該サービスをケアプランに位置づけた理由の確認を含む。)
- (3) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプランのうち、区分支給限度基準額の利用割合が高い等の条件に該当するケアプラン

<目標>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン	件	5	5	5
住宅改修	件	3	3	3
福祉用具購入	件	5	5	5
福祉用具貸与	件	5	5	5

■要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

新規・変更・更新の認定調査をできる限り町職員による直営で実施し、必要な点検を行います。

<目標>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規申請	件	130	130	130
区分変更申請	件	30	30	30
更新申請	件	250	250	250

■医療情報との突合・縦覧点検

縦覧点検、医療情報との突合等により、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。

<目標>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検	件	500	500	500

（2）介護人材の確保・育成

① 多様な人材の確保・育成

少子高齢化が進展し、介護分野の人材不足が深刻化する中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、質の高い人材を安定的に確保するとともに、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠です。必要な介護人材の確保のため、2025年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に向け、地域の関係者とともに、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援に取り組んでいきます。

② 介護職の魅力向上

生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるためには、職場の良好な人間関係づくりや結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を図ることが重要です。

介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組について、県と連携しながら関係者の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護職場のイメージ刷新を図っていきます。

③ 介護離職ゼロへ向けた取組

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要です。また、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、地域の実情を踏まえた相談支援体制の強化を図ります。

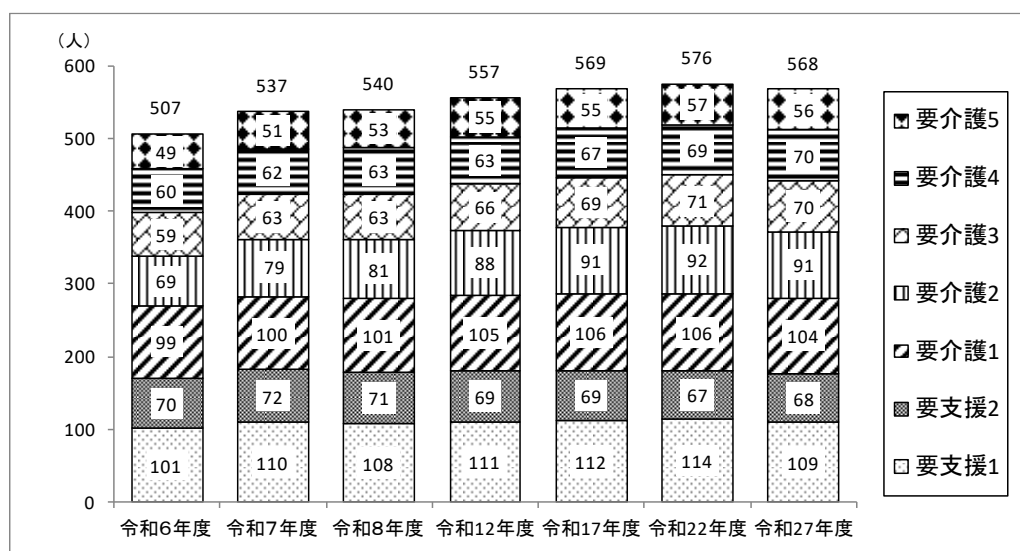
第6章 介護保険制度の円滑な運営

1. 要介護認定者数・サービス利用者数の推計
2. 介護サービスの見込み
3. 介護給付費等の見込み
4. 第1号被保険者の保険料基準額の算定
5. 計画の推進体制

1. 要介護認定者数・サービス利用者数の推計

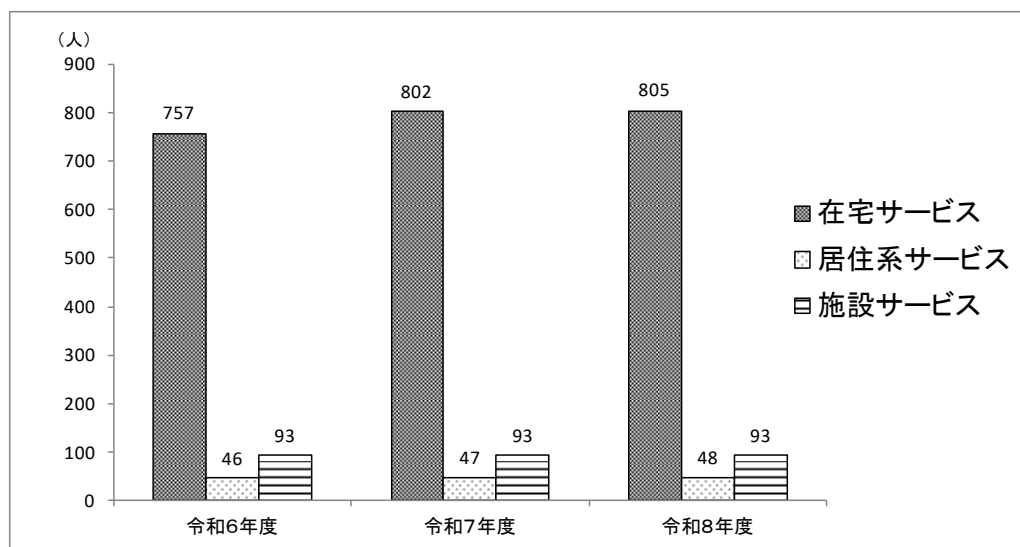
(1) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、計画期間中は増加傾向で推移し、令和6年度507人から令和8年度540人へと増加することが見込まれます。



(2) サービス利用者数の推計

令和6年度は在宅サービス利用者が757人、居住系サービス利用者（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）が46人、施設サービス利用者が93人で、令和8年度にかけて、在宅サービス利用者の増加が見込まれています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

2. 介護サービスの見込み

(1) 居宅サービス

居宅サービスの量の推計にあたっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、令和6年度から令和8年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

介護予防サービス			計画期間			令和 12年度	令和 22年度
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
1	介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
		回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
2	介護予防訪問看護	給付費	1,368	1,370	1,370	1,370	1,370
		回数	34.9	34.9	34.9	34.9	34.9
		人数	4	4	4	4	4
3	介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	562	563	563	563	563
		回数	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
		人数	2	2	2	2	2
4	介護予防 居宅療養管理指導	給付費	372	373	373	373	373
		人数	7	7	7	7	7
5	介護予防通所 リハビリテーション	給付費	4,776	5,060	4,782	5,060	5,060
		人数	12	13	12	13	13
6	介護予防 短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
7	介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
8	介護予防短期入所 療養介護(病院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
9	介護予防短期入所 療養介護(介護医 療院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
10	介護予防 福祉用具貸与	給付費	2,657	2,814	2,766	2,751	2,689
		人数	47	50	49	49	48
11	特定介護予防 福祉用具購入	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
12	介護予防住宅改修	給付費	1,318	1,318	1,318	1,318	1,318
		人数	1	1	1	1	1
13	介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	10,150	10,162	10,162	10,162	10,162
		人数	10	10	10	10	10
14	介護予防支援	給付費	3,066	3,233	3,233	3,230	3,174
		人数	56	59	59	59	58

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

介護サービス			計画期間				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1	訪問介護	給付費	67,000	69,429	69,429	72,916	78,401
		回数	2,404.2	2,493.0	2,493.0	2,615.6	2,812.8
		人数	71	75	75	79	84
2	訪問入浴介護	給付費	1,687	1,689	1,689	1,689	1,689
		回数	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9
		人数	3	3	3	3	3
3	訪問看護	給付費	16,364	17,395	17,395	17,899	19,303
		回数	365.4	388.0	388.0	399.3	431.2
		人数	34	36	36	37	40
4	訪問リハビリテーション	給付費	2,092	2,095	2,095	2,552	2,552
		回数	56.3	56.3	56.3	68.4	68.4
		人数	5	5	5	6	6
5	居宅療養管理指導	給付費	3,434	3,439	3,439	3,594	3,993
		人数	26	26	26	27	30
6	通所介護	給付費	94,835	100,493	100,493	103,165	111,636
		回数	883.2	935.6	935.6	966.5	1,038.0
		人数	103	109	109	113	121
7	通所リハビリテーション	給付費	12,893	13,983	13,983	15,056	15,056
		回数	124.2	134.7	134.7	145.2	145.2
		人数	12	13	13	14	14
8	短期入所生活介護	給付費	52,843	52,910	52,910	53,831	57,958
		日数	471.7	471.7	471.7	480.6	515.4
		人数	46	46	46	47	50
9	短期入所療養介護 (老健)	給付費	3,805	3,810	3,810	3,810	3,810
		日数	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
		人数	3	3	3	3	3
10	短期入所療養介護 (病院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
11	介護短期入所療養 介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
12	福祉用具貸与	給付費	14,545	15,239	15,239	16,226	17,138
		人数	103	109	109	116	122
13	特定福祉用具販売	給付費	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
		人数	3	3	3	3	3
14	住宅改修費	給付費	3,327	3,327	3,327	3,327	3,327
		人数	4	4	4	4	4
15	特定施設入居者 生活介護	給付費	69,452	71,812	71,812	76,571	76,571
		人数	29	30	30	32	32
16	居宅介護支援	給付費	28,946	31,700	32,399	35,312	36,919
		人数	176	192	196	213	222

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの量の推計にあたっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、令和6年度から令和8年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

地域密着型介護予防サービス			計画期間				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
1	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
		回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
3	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0

地域密着型サービス			計画期間				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
2	夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
3	地域密着型通所介護	給付費	23,231	25,384	26,205	25,724	27,798
		回数	232.2	251.7	260.6	258.9	278.2
		人数	26	28	29	29	31
4	認知症対応型通所介護	給付費	18,781	20,754	20,754	22,703	22,703
		回数	141.7	157.1	157.1	172.5	172.5
		人数	10	11	11	12	12
5	小規模多機能型居宅介護	給付費	6,167	6,175	6,175	6,175	6,175
		人数	3	3	3	3	3
6	認知症対応型共同生活介護	給付費	23,023	23,052	26,290	26,290	26,290
		人数	7	7	8	8	8
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
9	看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

(3) 施設サービス

施設サービスの量の推計にあたっては、町内施設の整備量や施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

施設サービス		計画期間					
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度	
1	介護老人福祉施設	給付費	215,856	216,129	216,129	195,173	201,986
		人数	65	65	65	59	61
2	介護老人保健施設	給付費	94,784	94,904	94,904	102,470	106,061
		人数	26	26	26	28	29
3	介護医療院	給付費	10,017	10,030	10,030	0	0
		人数	2	2	2	0	0

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、人数は一月あたりの利用者数

3. 介護給付費等の見込み

居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額等を加え、保険料収納必要額を算出しました。

(単位：円)

	第9期				令和12年度	令和22年度
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
標準給付費見込額(A)	2,571,700,615	841,205,726	862,875,255	867,619,634	866,026,840	917,613,129
総給付費(財政影響額調整後)	2,412,142,000	788,376,000	809,667,000	814,099,000	810,335,000	858,947,000
総給付費	2,412,142,000	788,376,000	809,667,000	814,099,000	810,335,000	858,947,000
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	94,454,859	31,273,648	31,498,146	31,683,065	32,963,002	34,723,457
特定入所者介護サービス費等給付額	93,061,291	30,838,314	31,020,431	31,202,546	32,963,002	34,723,457
制度改正に伴う財政影響額	1,393,568	435,334	477,715	480,519	0	0
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	54,831,571	18,152,122	18,286,047	18,393,402	19,090,338	20,109,896
高額介護サービス費等給付額	53,895,928	17,859,838	17,965,309	18,070,781	19,090,338	20,109,896
高額介護サービス費等財政影響額	935,643	292,284	320,738	322,621	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,585,465	2,845,020	2,861,822	2,878,623	3,041,036	3,203,448
算定対象審査支払手数料	1,686,720	558,936	562,240	565,544	597,464	629,328
審査支払手数料一件あたり単価		56	56	56	56	56
審査支払手数料支払件数	30,120	9,981	10,040	10,099	10,669	11,238
審査支払手数料差引額(K)	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費(B)	88,203,814	29,401,271	29,401,271	29,401,271	29,379,908	29,341,227
介護予防・日常生活支援総合事業費	73,473,814	24,491,271	24,491,271	24,491,271	24,585,357	24,203,277
包括的支援事業及び任意事業費	9,099,000	3,033,000	3,033,000	3,033,000	2,961,685	3,173,809
包括的支援事業(社会保障充実分)	5,631,000	1,877,000	1,877,000	1,877,000	1,832,866	1,964,141
第1号被保険者負担分相当額(D)	611,778,019	200,239,609	205,223,601	206,314,808	214,897,620	246,208,133
調整交付金相当額(E)	132,258,721	43,284,850	44,368,326	44,605,545	44,530,610	47,090,820
調整交付金見込額(I)	191,450,000	64,668,000	64,245,000	62,537,000	61,274,000	62,725,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合(H)		7.47%	7.24%	7.01%	6.88%	6.66%
後期高齢者加入割合補正係数(F)		0.9383	0.9495	0.9588	0.9684	0.9836
所得段階別加入割合補正係数(G)		0.9514	0.9508	0.9519	0.9519	0.9516
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0				1,620,000	1,620,000
保険料収納必要額(L)	487,086,740				176,534,229	208,953,953
予定保険料収納率	98.50%				98.50%	98.50%

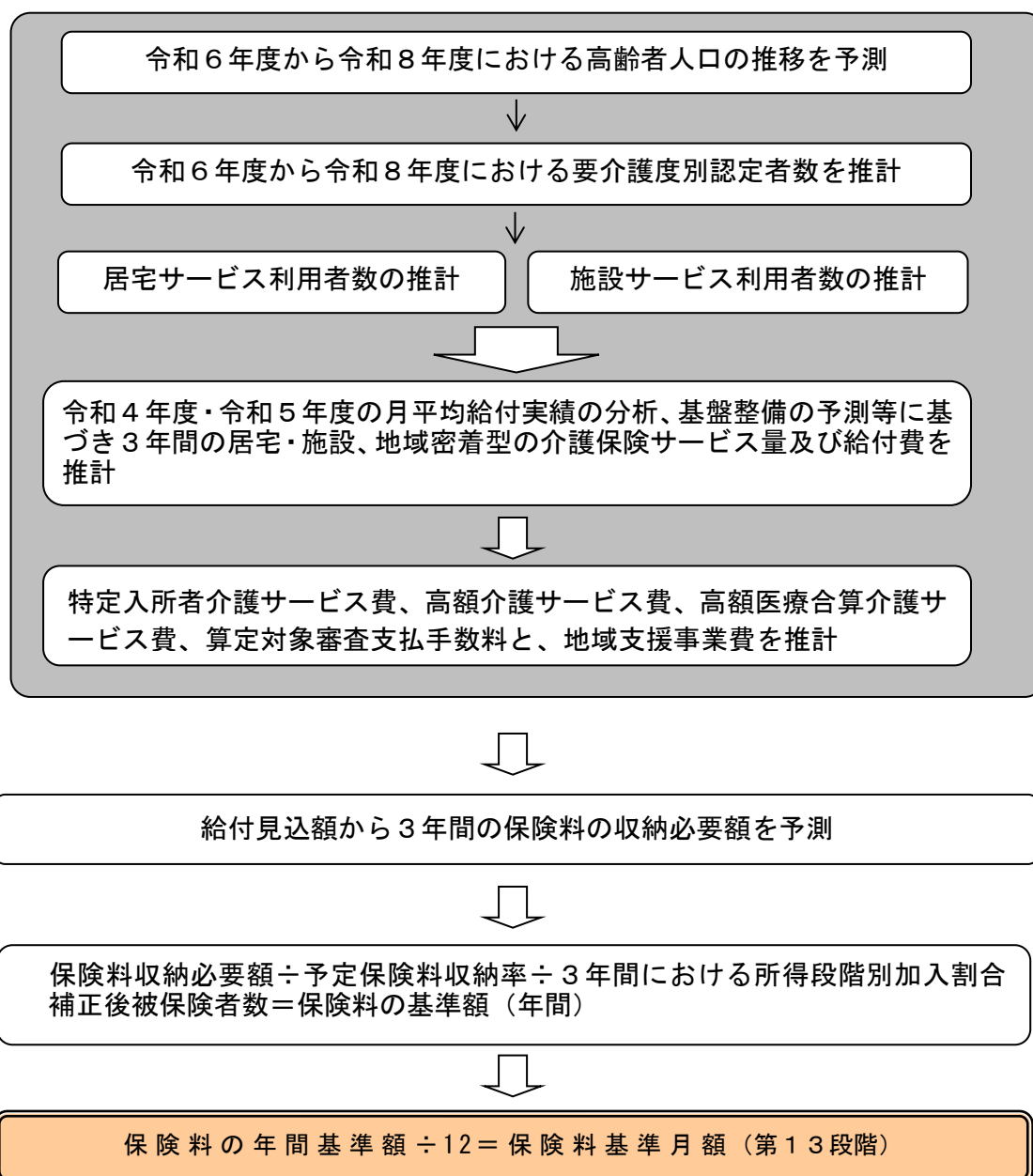
資料：地域包括ケア「見える化」システム

4. 第1号被保険者の保険料基準額の算定

(1) 第1号被保険者保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額は、令和6年度から令和8年度の3か年における標準給付費見込額（約25億3千万円）と地域支援事業費見込額（約8千7百万円）の合計額の一定割合（23%）を、所得段階別負担割合で調整した令和6年度から令和8年度の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。

なお、所得段階については、本町でも国の標準段階にあわせて第9期計画から所得段階を13段階としています。



(2) 保険料基準額

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、本町における標準給付費見込額、さらに、準備基金取崩額の影響額を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●保険料

①標準給付見込額		2,571,700,615 円
②地域支援事業費		88,203,814 円
③第1号被保険者負担分相当額	$(①+②) \times 23\%$	611,778,019 円
④調整交付金相当額		132,258,721 円
⑤調整交付金見込額		191,450,000 円
⑥市町村特別給付費等		0 円
⑦保険者機能強化推進交付金等の交付見込額		0 円
⑧準備基金取崩額		73,350,000 円
⑨保険料収納必要額	$③+④-⑤+⑥-⑦-⑧$	479,236,740 円
⑩予定保険料収納率		98.50%
⑪所得段階加入割合補正後被保険者数		6,647 人
⑫保険料(年額)	$⑨ \div ⑩ \div ⑪$	73,199 円
⑬保険料基準額(月額)	$⑫ \div 12$	6,100 円
介護保険条例 保険料率による保険料基準額(月額)		6,100 円

(3) 介護保険料徴収の段階設定

第9期計画期間の保険料設定は13段階とし、各段階の介護保険料を設定します。

◆本計画期間の所得段階・負担割合の設定

段階	対象者	基準所得金額	基準額に 対する割合	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生保・老齢福祉 年金受給	80万円以下	×0.285	20,860	1,739
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.485	35,500	2,959
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.685	50,140	4,179
第4段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円以下	×0.90	65,880	5,490
第5段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円超	×1.00	73,200	6,100
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	87,840	7,320
第7段階	住民税本人課税	210万円未満	×1.30	95,160	7,930
第8段階	住民税本人課税	320万円未満	×1.50	109,800	9,150
第9段階	住民税本人課税	420万円未満	×1.70	124,440	10,370
第10段階	住民税本人課税	520万円未満	×1.90	139,080	11,590
第11段階	住民税本人課税	620万円未満	×2.10	153,720	12,810
第12段階	住民税本人課税	720万円未満	×2.30	168,360	14,030
第13段階	住民税本人課税	720万円以上	×2.40	175,680	14,640

5. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画は、介護保険・高齢者福祉に係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用し、広く町民にお知らせします。

また、介護保険制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した日常生活に結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

(2) 関係機関等との連携・協働

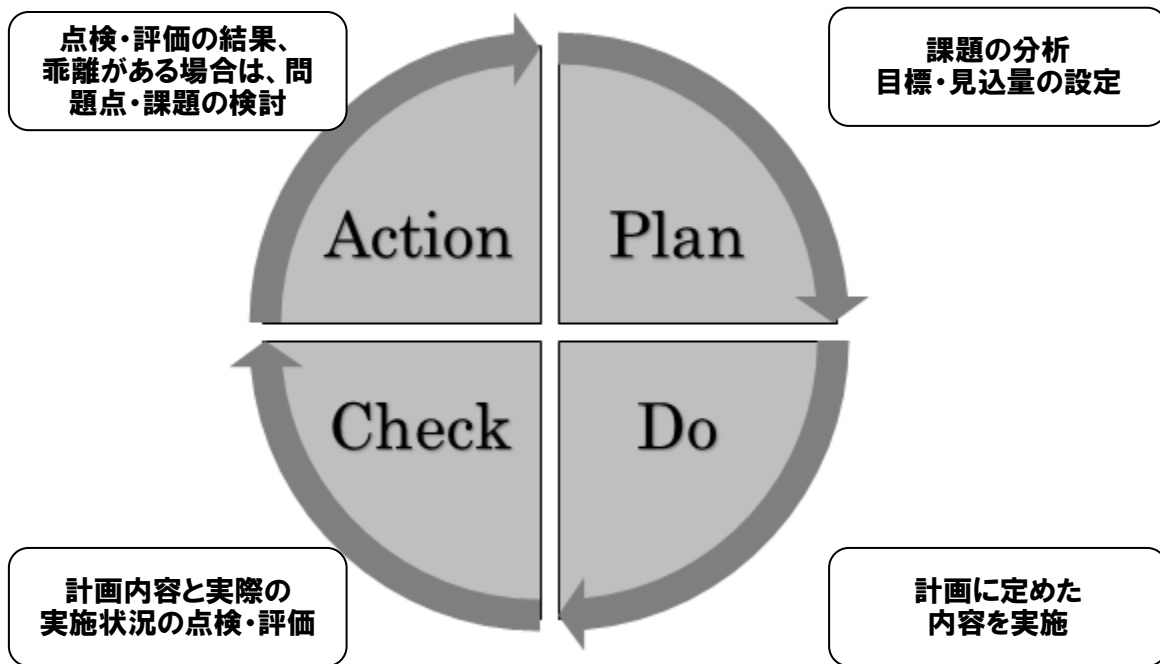
質の高いサービス提供を実施するためには、各関連団体・事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、地域共生社会の実現のためにも、庁内各部局との連携、医療と介護の連携等、分野を超えて地域生活課題について関係機関と連絡調整を行う体制づくりが必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(3) 計画の実施状況の点検・評価

本計画の進行管理にあたっては、担当部署において設定した目標、見込量等に関連するデータの収集を定期的実施します。PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）による効率的な施策の進行管理に努めます。

また、施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、介護保険事業計画の実績に関する評価を行います。



卷末資料

日高町介護サービス提供事業所

	事業所	住所	電話
■地域包括支援センター			
	日高町地域包括支援センター	日高町高家 626(日高町役場内)	63-3807
■居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）			
	日高町社会福祉協議会	日高町小中 1308	63-1010
■訪問看護ステーション			
	ナンバーワン日高	日高町荊木 115-1	63-1800
■訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）			
	ケアサポートふくしん	日高町萩原 880	20-5272
	日高町社会福祉協議会	日高町小中 1308	63-2751
	ヘルパーステーションあさがお	日高町比井 447	20-6267
	ナンバーワン日高	日高町萩原 812 サンシャイン白馬 A103	63-3062
■通所介護事業所（デイサービス）			
	デイサービス ライフサイズひだか	日高町荊木 115-1	63-1800
	ひだか博愛園みちしお デイサービスセンター	日高町阿尾 646	64-8040
■認知症対応型共同生活介護事業所			
	グループホーム潮風ひだか	日高町小池 23	22-3100
■ケアハウス（軽費老人ホーム）			
	博愛みちしお	日高町阿尾 646	64-8020
■有料老人ホーム			
	ライフサイズ日高	日高町荊木 115-1	63-1800
	ライフサイズ日高 2 号館	日高町荊木 115-1	63-1800

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき定めた日高町介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき定めた高齢者福祉計画の見直しを行うため、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、10名以内とし、次の各号に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護保険サービス事業者または福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者代表者

(所掌事項)

第4条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しに関すること。
- (2) その他介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しについて必要な事項

(任期)

第5条 委員の任期は、見直し後の日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、日高町いきいき長寿課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会委員

所属部門	氏 名 (敬称略)	備 考
保健医療 関係者	古 田 浩 樹	委員長
	木 下 光都子	
学識経験者	野 尻 由 紹	
	市ノ瀬 修	
福祉関係者	密 田 裕 司	
	小 森 大 輔	
	一 海 宗 量	
	段 浪 生	副委員長
被保険者代表	西 岡 佳奈子	
	裏 正 則	

策 定 経 過

年 月 日	内 容 等
令和4年12月～ 令和5年2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施 在宅介護実態調査実施
令和5年10月 5日(木)	◆第1回 第9期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策 定委員会 <議事> (1) 要綱の改正について (2) 介護保険制度改正の概要について (3) 日常生活圏域ニーズ調査の結果について (4) その他
令和5年11月30日(木)	◆第2回 第9期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策 定委員会 <議事> (1) 第8期事業の進捗状況について (2) 第9期の施策の展開について (3) 第9期の保険料の仮設定について (4) 質疑・応答
令和6年2月8日(木)	◆第3回 第9期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策 定委員会 <議事> (1) 第2回策定委員会での指摘事項について (2) 第9期介護保険料について (3) その他

第9期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

発行：令和6年3月

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会

〒649-1213

和歌山県日高郡日高町大字高家626番地